

令和4年度 定時社員総会（第77回）議案

令和4年6月2日（木） 14：30～
東京都千代田区平河町2－7－4
砂防会館 シェーンバッハ・サボー

公益社団法人 日 本 河 川 協 会

令和4年度 定時社員総会（第77回）次第

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 定時社員総会議事

- (1) 報告第1号 令和3年度 事業報告、事業報告の附属明細書の報告の件
- (2) 議案第1号 令和3年度 貸借対照表、正味財産増減計算書、貸借対照表及び
正味財産増減計算書の附属明細書、財産目録の承認を求める件
- (3) 報告第2号 令和4年度 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の
見込みの報告の件
- (4) 議案第2号 理事及び監事の選任について決議を求める件

4. 特別講演

講 師 関田 康雄 氏
(前気象庁長官、MS&ADインターリスク総研(株)顧問)
演 題 「気象業務に係る最近の話題」

5. 来賓祝辞

6. 令和4年河川功労者表彰式

7. 閉 会

報告第 1 号

令和 3 年度 事業報告、事業報告の附属明細書
の報告の件

令和3年度 事業報告

公益社団法人 日本河川協会

自 令和3年4月1日

至 令和4年3月31日

日本河川協会は、公益社団法人として社会に貢献すべく、安全かつ快適で自然豊かな河川を実現するために必要な調査、研究並びに河川整備及び河川関係諸活動への支援等を通じて、河川を取り巻く情報の発信・共有・蓄積に関するさまざまな事業を展開しています。

令和3年度においても、河川に関する調査、啓発活動、人材育成、顕彰活動等の公益事業等を通じて社会貢献に努めました。

令和3年度に実施した事業等は以下のとおりです。

1. 令和3年度 実施事業

1-1 河川に関する新たな知見や情報などの調査・資料収集を行い、広く一般に成果を公表する事業〔調査事業〕

(1) 「河川文化を語る会」の開催

人と川とのかかわりを「河川文化」として捉え、様々な側面からの知識を習得することや参加者間等の交流を深めることを目的に、「河川文化を語る会」を平成10年から、令和元年12月までに延べ203回開催してきました。令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止に十分留意したうえで、2年ぶりに名古屋市において会場参加とオンライン参加の形で開催しました。

開催回	開催日	テーマ	講師	開催地
第204回	R4.3.19	未来のために知っておきたい、海とプラスチックの話 —保津川から取り組む海ごみの発生抑制策—	原田 禎夫 氏 (大阪商業大学 公共学部准教授)	名古屋市

(2) 地球温暖化適応策に関する調査、資料収集

地球温暖化適応策に関する基礎的な資料を収集しました。また、適応策に係る日本学術会議の2つの分科会活動に参画しました。このうち「気候変動と国土分科会」では、気候変動の影響による水災害の頻発化、激甚化のみならず、人口減少や高齢化が進むとともに、カーボン・ニュートラルを目指した産業構造や生活スタイルの変化など、諸要因によって社会全体が大きく変化する中で水災害適応策のあり方を考えていく必要があるとして、国土ビジョンや防災まちづくりなど、国土計画や土地利用に関するものも含め、幅広い観点から検討を進めました。

(3) 月刊誌「河川」の発刊

月刊誌「河川」は、河川行政の取り組みや課題、河川に関わる社会的な動向等に関する最新情報を発信するメディアとして昭和17年から刊行してきました。また、最新号を

含む記事のストックは、貴重なデータベースとして行政関係者、研究者、一般の方々などに広く活用されています。

また、会員サービスの一環としてインターネット経由での電子版（カラーPDF版）の無料購読は、全会員が可能となっています。

＜令和3年度 特集テーマ＞

4月号「令和3年度予算」

5月号「これからの土砂災害対策～砂防の近未来～」

6月号「大河川の歴史（第15回）安倍川・常願寺川」

7月号「流域治水関連法」

8月号「海岸の新たな利用」

9月号「誌上フォーラム 様々な視点で防災教育を考える」

10月号「大河川の歴史（第16回）紀の川・川内川」

11月号「健全な水循環の維持・回復に向けた最新の動向」

12月号「水害リスク情報の充実とその活用」

1月号「大河川の歴史（第17回）釧路川・渡川」

2月号「令和3年の風水害・雪害とその対応」

3月号「気候変動への対応に向けた治水計画の考え方の変革」

(4) 河川に関する情報の収集・整理と広報資料の作成

令和3年度においては、河川に関する様々な情報（災害の発生状況、治水事業の重要性や制度・施策・効果等）等を収集・整理し、その普及や一般にわかりやすい的確な情報発信の手法について検討を行うとともに広報資料を作成しました。その一つとして、「水管理・国土保全局所管事業の事業効果」（国土交通省ホームページ）を改良しました。

(5) 河川行政史に関する調査

「個人の記憶を、共有の記録に」との考えの下で、河川事業の経緯や河川に関わる諸制度の創設等の河川行政史に関する情報を記録する資料（「オーラルヒストリー」）を平成13年度から作成してきました。

令和3年度は、「ハッ場ダム」の平成21年の「中止」宣言から平成26年の本体工事再公告に至るまでの経緯に関する記録（中間報告）をとりまとめました。

1-2 河川関連キャンペーン（「川の日」キャンペーン、日本水大賞、水防演習、河川愛護月間、水の週間等）への参画及び支援を行い、安全かつ快適で自然豊かな河川を実現するための啓発活動を広く一般に向けて行う事業[キャンペーン事業]

(1) 「川の日」記念行事の支援

「川の日」実行委員会が実施する「川の日」記念行事を事務局として支援しました。WEBサイトに「川の日」の7月7日をはさむ8日間バナー広告を掲載し、これにリンクして全国の河川に関するイベント等を広く一般に紹介することで、「川の日」の啓発を図りました。

また、「第13回いい川・いい川づくりワークショップ in 中部」を、10月2日（土）・3日（日）、会場 長良川国際会議場（岐阜市）とオンラインのハイブリッド形式で開催し、啓発キャンペーンを実施するとともに、防災冊子の作成・配布を通して「川の日」

の啓発活動を展開しました。

(2) その他の河川関係キャンペーンへの参画・支援

5月～6月の水防月間に、冊子「自分の命を自分で守るために―令和3年度版―」を作成し配布するなど、次表のキャンペーン活動への参画・支援を行いました。(各地の水防演習は、新型コロナウイルス感染症の状況により中止、延期や無観客等での開催となりました。)

時期	行事名	主催
5月	水防月間 (5月1日～31日・北海道は6月1日～30日)	国土交通省・内閣府・都道府県・水防管理団体
7月	河川愛護月間 (7月1日～31日)	国土交通省・地方公共団体
	森と湖に親しむ旬間 (7月21日～31日)	国土交通省・林野庁・地方公共団体
8月	水の日・水の週間 (8月1日・8月1日～8月7日)	水循環政策本部・国土交通省・都道府県
	防災週間 (8月30日～9月5日)	内閣府・防災推進協議会

1-3 河川に関するセミナー、シンポジウム、研修等の開催及び支援により、専門的知識の普及や人材育成を行う事業【研修・セミナー事業】

(1) セミナーの開催

新型コロナウイルス感染症の状況により、水防に関する法律・制度や水防活動の事例等をテーマにした「水防研修」、河川管理・訴訟等をテーマにした「河川管理研修」、「流域治水」等の最新の施策等をテーマにした「河川講習会」は、WEB（オンデマンド）講習会として開催し、専門的知識の普及を図りました。

令和3年度の実施内容は次表のとおりです。

また、開催にあたっては、ホームページへの掲載やメールマガジン等により参加者を広く公募するとともに、関係機関・団体等に対し周知を図り、参加者の拡大に努めました。

研修名	期間	受講者数	講義内容
水 防 研 修 (WEB 研修)	令和3年4月16日(金)～30日(金)	344名	「河川行政に関する最近の話題」、「水防行政の最近の取組状況」、「特別講演 災害情報からみた水害対策」など
河川管理研修 (WEB 研修)	令和3年10月15日(金)～31日(日)	556名	「河川行政の動向」、「流域治水関連法の改正について」、「河川管理の課題と対策（現場の対応）」など
河 川 講 習 会 (WEB 講習会)	令和4年2月14日(月)～28日(月)	325名	「河川行政の現状と課題」、「令和3年の風水害とその対応」、「特別講演 治水ルネッサンス～気候変動下で持続的でレジリエントな流域づくりを目指して～」など

新たに実施を予定していた「現場研修会」については、新型コロナウイルス感染症の状況により中止としました。

(2) 地域河川管理技術向上への支援

河川管理施設の老朽化、行政機関における河川管理に携わる技術者数の減少等が進行する中で、河川の有する機能を適切に保全する取り組みが重要になってきています。そのような状況の下で、令和3年度も引き続き、河川の維持管理に関する資格を認定する一般財団法人「河川技術者教育振興機構」の運営を支援しました。

1－4 河川に関する功労者の表彰、コンクールの実施及び支援等により、不特定多数の利益の増進に寄与する諸活動等を顕彰する事業〔表彰・コンクール事業〕

(1) 河川功労者表彰

昭和24年に創設以来、治水・利水・環境の観点はもとより、歴史・文化、河川愛護、国際貢献、学術研究、地域振興等の観点から、広く社会に対して功績のあった個人や団体を表彰してきました。

令和3年は、都道府県・地方整備局等からの推薦をもとに、河川功労者表彰審査委員会（委員長：松田芳夫）の審査を経て理事会で決定された60名の個人と45団体を表彰しました（6/1の表彰式は中止）。現在までの表彰件数は4,142件となっています。

(2) 日本水大賞・日本ストックホルム青少年水大賞

「日本水大賞」は、日本水大賞委員会（名誉総裁：秋篠宮皇嗣殿下、委員長：毛利衛）を実施主体として、水循環の健全化に貢献する様々な活動を支援する目的で平成10年度に設けられました。また、「日本ストックホルム青少年水大賞」は、「日本水大賞」の一環として高校生等を対象に平成13年度から設けられました。

令和3年度においては、次表の各団体が受賞されました。

「第23回日本水大賞」及び「2021日本ストックホルム青少年水大賞」の表彰式及び受賞活動発表会は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い表彰式を中止し、発表会を延期しました。

表彰は、秋篠宮皇嗣殿下より「お言葉」を賜り、表彰状と副賞を贈りました。

延期した発表会は、11月16日に活動成果報告会として日本科学未来館で開催しました。

「お言葉」及び毛利委員長のお祝いメッセージ、そして活動成果報告会のオンデマンド配信をホームページに掲載しました。

第23回日本水大賞 各賞一覧（応募総数133件）

各 賞	活動主体	都道府県	活動の名称	活動主体の名称
大 賞	団体	山口県	アグロフォレストリーによる水循環の再生と農村開発	特定非営利活動法人 シャンティ山口
国土交通大臣賞	団体	福井県	上・下流住民の交流による地域連携型で自然と人間の共生を目指すドラゴンリバー交流会	特定非営利活動法人 ドラゴンリバー交流会
環境大臣賞	団体	北海道	人工湿地の継続的な維持管理による温室効果ガスの削減と河川維持管理コストの低減	十勝川中流部市民協働会議
厚生労働大臣賞	行政	兵庫県	千苅貯水池流域の水源環境保全の取り組み	羽束川・波豆川流域水質保全協議会
農林水産大臣賞	学校	福岡県	絶滅危惧種ニホンウナギのサンクチュアリづくりを通じた2つの地域創成～ニホンウナギの飼育から見えてきた森里海連環の重要性について～	福岡県立伝習館高等学校 自然科学部
文部科学大臣賞	学校	愛知県	学校周辺の水域を生かした持続可能な教育活動の推進	豊田市立西広瀬小学校
経済産業大臣賞	企業	広島県	セネガル無電化地域へのソーラーポンプシステムの導入	テラル株式会社
市民活動賞	団体	和歌山県	孟子不動谷稲作水系復元・保全活動と、モニタリングを中心とした流域環境教育	特定非営利活動法人 自然回復を試みる会・ピオトープ孟子
国際貢献賞	行政	滋賀県	琵琶湖モデルを活用したベトナムのハロン湾・カットパ島沿岸水域の水環境保全支援	滋賀県庁
未来開拓賞	学校	福岡県	排水溝から油回収及び二次利用法の検討	北九州市立大学 国際環境工学部エネルギー循環化学科・環境生命工学科
審査部会特別賞	個人	富山県	「月刊グッドラック」による松川を活かした“水の都・とやま”再生への挑戦	中村 孝一
審査部会特別賞	団体	大分県	中津干潟の保全活動	特定非営利活動法人 水辺に遊ぶ会
タイムリー賞	団体	福岡県	命を守る災害報道の実現を目指して～防災・減災に関わる関係機関の協働～	九州災害情報（報道）研究会

2021日本ストックホルム青少年水大賞 各賞（応募総数20件）

各 賞	活動主体	都道府県	調査研究の表題	学校・クラブ名
大 賞	学校	福島県	藻類を活用した福島の汚染水処理システムを考える～放射性物質の海洋放出から海を守るために～	学校法人福島成蹊学園 福島成蹊高等学校 チームSC
審査部会特別賞	学校	高知県	地震時の副次的災害に伴う被害を考慮した避難経路の考察	土佐高等学校

また、「第24回日本水大賞」及び「2022日本ストックホルム青少年水大賞」の審査を行い、3月までに大賞をはじめ各賞を決定しました。なお、募集に当たっては、水循環系の健全化に寄与する水防災、水環境、水文化分野などの分野について積極的な応募促進を行い、様々な活動内容と活動主体から応募をいただきました。

1-5 河川に関する図書等の刊行等〔収益事業〕

(1) 図書の出版等

過去からの河川事業に関する通達等のデータベースである「令和3年度版河川事業関係例規集」と、河川関係の最新の各種データをコンパクトに取りまとめた「2021 河川ハンドブック」を刊行・販売しました。「河川事業関係例規集」については、ペーパーレス化の流れ等の観点からDVD版（PDFファイル）も刊行しました。

(2) 受託調査・研究

令和3年度においては、収益事業としての受託調査・研究は行いませんでした。

1-6 会員活動への助成、会員への情報誌会報「河川文化」の配布、河川関係諸団体の活動への支援〔会員活動助成等事業〕

(1) 会員活動への助成

二種正会員（個人）を中心に府県単位で設立されている団体の運営を支援するために、令和3年度には12団体のうち申請のあった5団体のうち4団体に対して運営経費の一部を助成しました。

また、二種正会員（個人）による川をテーマにした自主的な調査・研究などの活動を支援するために、令和3年度は2つのサークルに対して活動経費の一部を助成しました。

(2) 会員に対する情報誌会報「河川文化」の発行・配布

会報「河川文化」は、「川における様々な文化」をテーマに全国各地からの情報を発信する会員向けの情報誌として、平成9年の河川法改正、二種（個人）会員制度の創設とともに平成10年4月創刊（年4回発行）し、来年、四半世紀を迎えます。

令和3年度においても、各分野の専門家から寄稿をいただき、次表の特集テーマで毎号約4,000部を会員（海外も含む）等に配布するとともに、この間の社会経済状況や会員ニーズの変化を的確に把握するため、6月に大規模な読者アンケートを実施しました。

アンケート結果を今後の発行に活かすとともに、要望もあった過去記事の検索システムを新たに導入し、アーカイブとして有効活用ができるようにしました。

発行月	号数	特集名	シリーズ/河川文化を語る	執筆者
令和3年6月	第94号	近世の治水技術	近世の治水技術	知野泰明氏他
9月	第95号	川と森林	森林と私たちの「今」を語る	太田猛彦氏他
12月	第96号	運河の歴史と文化	日本一長いみやぎの運河群 -再生・復興の歩み-	舩谷成幸氏他
令和4年3月	第97号	川と低平地	低平地の水災克服への道のり	安井雅彦氏他

(3) 河川関係諸団体の活動への支援

NPO 法人「川に学ぶ体験活動協議会」等の活動を支援しました。

(4) 会員へのメールマガジンの送付

令和 2 年 6 月よりメールアドレスを登録いただいている会員の皆様に、週 1 回の頻度でメールマガジンをお送りし、当協会からのお知らせ・国土交通省の記者発表情報のまとめ（河川行政、建設関係情報等）・災害カレンダー・その他河川に関する情報を提供しました。

2. 正会員の入退会数及び現在の正会員数

一種正会員（地方公共団体等）、二種正会員（個人）、三種正会員（法人及び団体）の入退会数及び令和 3 年度末現在の正会員数は、次表のとおりです。令和 2 年度末と比較して、一種正会員（地方自治体等）は 3 市町が入会（退会 1 → 増 2）、三種正会員（企業・法人）は 13 団体が入会（退会 4 → 増 9）されましたが、二種正会員（個人）は 146 人が退会（入会 95 → 減 51）となったため、合計会員数は減少しました。

（令和 4 年 3 月 31 日）

会員の区分	前年度末	入会数	退会数	現在数	摘要
一種正会員	142	3	1	144	地方公共団体等 個人 法人・団体
二種正会員	2, 224	95	146	2, 173	
三種正会員	381	13	4	390	
計	2, 747	111	151	2, 707	

3. 社員総会、理事会及び常任理事会の開催

3-1 社員総会

第76回 定時社員総会

開催日 令和3年6月1日

東京都千代田区平河町の砂防会館 シェーンバッハ・サボーで開催し、会長松田芳夫の開会挨拶の後、事務局から正会員の出席状況について、定款第19条の規定に基づく定足数を満たしており、社員総会が成立していることを報告した後、定款第18条の規定に基づき会長が議長となって議事に入りました。(1)令和2年度事業報告、事業報告の付属明細書の報告の件、(2)令和2年度貸借対照表、正味財産増減計算書、貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書、財産目録の承認を求める件、(3)令和3年度事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みの報告の件、(4)理事の補欠選任について決議を求める件について、(1)及び(3)は報告し、(2)及び(4)については採決を行い、(2)については過半数の賛成により原案のとおり承認することが決議されました。(4)については議決権行使書面による賛成が過半数を超えており、更に、社員総会において候補者を一括で決議することを諮り異議がないことを確認した上で一括採決し、次の6名全員が選任されました。

理事 甲村 謙友 金子 勉 富井 浩一 吉武 範幸 黒川 純一良
志賀 文夫 (以上新任)

社員総会終結後、特別講演を開催し、池内幸司氏(東京大学大学院工学系研究科教授)から「近年の豪雨災害の特徴と教訓 ～気候変動により激甚化する水害にどう備えればよいのか～」との演題で講演をいただき、後日、協会のホームページで配信(オンデマンド)しました。

3-2 理事会

(1) 理事会(令和3年度第1回)

開催日 令和3年5月11日

新型コロナウイルス感染症の状況により、東京都千代田区麹町の日本河川協会会議室及びWEB会議システムを用いて開催し、定款第39条の規定に基づき会長が議長となって議事に入り、(1)社員総会の招集にあたって定める事項について理事会の決議を求める件、(2)社員総会提出議案について承認を求める件、(3)会員の入会可否の承認を求める件について諮り、全ての議案について決議又は承認されました。

(2) 理事会によるみなし決議 決議があったとみなされた日 令和3年6月1日

新型コロナウイルス感染症の状況により会議は開催せず、令和3年5月13日付け河協発第15号で、会長松田芳夫から、理事・監事候補者の全員に対して、理事会の決議の目的である事項「議案-1専務理事、常務理事並びに常任理事の選定について」、「議案-2事務局長の委嘱の承認について」、「議案-3参与の委嘱について」の提案書を発送し、当該提案について、理事及び理事候補者全員から、令和3年6月1日の定時社員総会において、理事に選任された場合、同意する旨の同意書及び監事の異議がない旨

の回答書を得ました。令和3年6月1日の定時社員総会において、「理事（補欠選任）候補者名簿(案)」の通り全員選任されたので、定款第42条に基づき、当該提案について理事会の決議があったものとみなされました。

専務理事 黒川 純一良
常務理事 志賀 文夫

常任理事 金子 勉
常任理事 甲村 謙友

(3) 理事会によるみなし決議 決議があったとみなされた日 令和3年7月9日

令和3年6月29日付け河協発第25号で、会長松田芳夫から、理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項「会員の入会の承認」について提案書を発送し、当該提案につき令和3年7月9日までに、理事の全員から承認する旨の同意を、また、監事から異議がない旨の回答を得たので、定款第42条に基づき、当該提案を承認する旨の理事会の決議があったものとみなされました。

(4) 理事会によるみなし決議 決議があったとみなされた日 令和3年10月8日

令和3年9月30日付け河協発第30号で、会長松田芳夫から、理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項「会員の入会の承認」、「参与の委嘱について意見を求める件、細見寛（再任）」についての提案書を発送し、当該提案につき令和3年10月8日までに、理事の全員から承認する旨の同意を、また、監事から異議がない旨の回答を得たので、定款第42条に基づき、当該提案を承認する旨の理事会の決議があったものとみなされました。

(5) 理事会（令和3年度第2回） 開催日 令和3年11月25日

新型コロナウイルス感染症の状況により、東京都千代田区麹町の日本河川協会会議室及びWEB会議システムを用いて開催し、(1)「会員の入会の承認」、(2)「定款第31条に準じた取引の承認」、(3)「職員就業規則等の改正について」について諮り、承認されました。また、代表理事及び業務執行理事より職務の執行状況の報告がなされました。

(6) 理事会によるみなし決議 決議があったとみなされた日 令和4年2月7日

令和4年1月27日付け河協発第1号で、会長松田芳夫から、理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項「会員の入会の承認」について提案書を発送し、当該提案につき令和4年2月7日までに、理事の全員から承認する旨の同意を、また、監事から異議がない旨の回答を得たので、定款第42条に基づき、当該提案を承認する旨の理事会の決議があったものとみなされました。

(7) 理事会（令和3年度第3回） 開催日 令和4年3月25日

新型コロナウイルス感染症の状況により、東京都千代田区麹町の日本河川協会会議室及びWEB会議システムを用いて開催し、(1)「令和4年度事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込み」、(2)「会員の入会の承認」、(3)「令和4年河川功労者表彰者の決定」について諮り、承認されました。また、代表理事及び業務執行理事より職務の執行状況の報告がなされました。

3-3 常任理事会

(1) 常任理事会 (令和3年度第1回)

開催日 令和3年9月30日

新型コロナウイルス感染症の状況により、東京都千代田区麹町の日本河川協会会議室及びWEB会議システムを用いて開催し、「会員の入会可否について」審議し、承認されました。

(2) 常任理事会 (令和3年度第2回)

開催日 令和4年1月27日

新型コロナウイルス感染症の状況により、東京都千代田区麹町の日本河川協会会議室及びWEB会議システムを用いて開催し、「会員の入会可否について」審議し、承認されました。

(3) 常任理事会によるみなし決議

会長松田芳夫から、常任理事会理事の全員に対して、常任理事会の決議の目的である事項「会員の入会の可否について」の提案書を発送し、当該提案につき、下記月日までに、常任理事の全員からの同意を得たので、定款第42条に基づき、当該提案を承認する旨の常任理事会の決議があったものとみなされました。

決議があったとみなされた日	令和3年4月26日	「会員の入会の可否について」
同上	令和3年6月28日	同上
同上	令和3年11月18日	同上
同上	令和4年3月22日	同上

4. 協会運営に関して特記すべき事項

令和2年、3年の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、理事会を含めたWEB会議の活用やテレワーク・時差出勤により、同感染症対策と必要な業務の両立を図りました。

また、令和3年4月の「水防研修」、令和3年10月「河川管理研修」、令和4年2月「河川講習会」は、従来の会場での集合講習ではなく、事前に収録した講義を一定期間、インターネットで配信して受講するWEB（オンデマンド）講習で実施しました。

これらの取り組みは、新しい働き方、仕事・職場のニューノーマルへの長期の実験的取り組みであり、得られた成果と反省点を踏まえ、同感染症の終息後も継続的に取り組むべき課題となっています。

○ 受取寄附金の内訳

正味財産増減計算書内訳表に記載した公益目的事業の区分ごとの受取寄附金の額と寄付していただいた皆様は下表のとおりです。心から御礼を申し上げます。

事業区分	公 5 表彰・コンクール事業	受取寄附金の額	14,000,000 円
寄附者	いであ 株式会社 様 1,000,000 円 応用地質 株式会社 様 1,000,000 円 共和コンクリート工業 株式会社 様 1,000,000 円 株式会社 建設技術研究所 様 3,000,000 円 株式会社 東京建設コンサルタント 様 3,000,000 円 日本工営 株式会社 様 2,000,000 円 パシフィックコンサルタンツ株式会社 様 2,000,000 円 八千代エンジニアリング株式会社 様 1,000,000 円		
事業区分	共 通	受取寄附金の額	1,231,000 円
寄附者	(株)阿部工務店 (株)英明工務店 (株)加藤組 (株)共同技術コンサルタント 黒田整地開発(株) (株)親和技術コンサルタント (株)大栄建設 (一財)ダム技術センター 南雲土建(株) 日建工学(株) 福浜第一建設(株) (株)峯村組 宮川興業(株) (五十音順) 阿部辰数 様 石井弓夫 様 井上和也 様 及川拓治 様 小野秀雄 様 岸田 隆 様 北村律太郎様 木下靖久 様 倉光大介 様 篠田 孝 様 清水 佐 様 白川裕彦 様 瀬古一郎 様 高野 登 様 瀧澤 正 様 田中常雄 様 谷川祐二 様 千島 卓 様 津野三夫 様 角田直行 様 堂菌俊多 様 富田正則 様 中尾忠彦 様 中原 靖 様 新田聖二 様 藤田光一 様 藤山秀章 様 本田秀樹 様 村田和夫 様 森北佳昭 様 八尋康雄 様 兪 朝夫 様 渡辺信次 様 和里田義雄様 (五十音順)		
合計			15,231,000 円

令和3年度 事業報告の附属明細書

公益社団法人 日本河川協会

事業報告には記載しなかった「地球温暖化適応策に関する基礎的な資料一覧」を事業報告の附属明細書に記載します。

地球温暖化適応策に関する基礎的な収集資料一覧は以下のとおりです。

詳細は、ホームページをご覧ください。

- 2101 防災減災とも関係する、労働移動、人口移動、自由貿易、所得格差、社会分断、情報化、税制、尊厳保持など、変化の時代に社会が抱える諸課題を論じている書籍
- 2102 海面上昇のみに着目してハリケーン・サンディ襲来時の気候変動による被害額等の増加分を算出したイベント・アトリビューションの論文
- 2103 人類進化の要因の一つは cooperation（共助）であり気候変動対策などにおいても重要であるとしているダーウィンの「人間の由来」出版以降の人類学研究に関するレビュー論文
- 2104 Thames Barrier 閉塞回数や高潮位想定と実績の差などをモニタリングして諸対策実施予定時期を変更するという方針が読み取れる Thames Estuary 2100 のレビュー報告書
- 2105 IPCC 第 6 次報告に使用される気候モデルの中には雲によるフィードバックモデルを付加したものの climate sensitivity が高めに出るという課題があることを指摘した論文
- 2106 今世紀中葉に約 1m、今世紀末に約 2m の海面上昇を想定し、具体の地区を対象に時間軸を考慮した土地利用デザインを提案しているハワイ大学のレポート
- 2107 堤防除草の頻度や遊水エリア内土壌に作用する流速や水深など、CO2 捕捉に影響する要素を抽出し、研究の有無とともに記述している英 Environment Agency のレポート
- 2108 流域治水など土地利用に関係する施策では土壌等の CO2 保持機能に配慮して適応策と緩和策に一体的に取り組むことが重要であるとしている英気候変動委員会の国会向けレポート
- 2109 地域社会の移転を伴う対策では社会経済構造等をモニタリングしながら関係者が協同して知見を深めていくプロセスのデザインが必要であるとしている Science「撤退特集」所収の提言
- 2110 数十年を要する地域社会の移転では状況変化に追従できる対策を検討しながらモニタリングとともに段階的に進めていくことが求められるとしている Science「撤退特集」所収の提言
- 2111 低温が引き金となってインフラ相互の依存関係が 2021 年 2 月のテキサス大停電発生に至ったメカニズムが整理されており水災害においても参考とすべき論文
- 2112 脆弱性を増大させる所得や土地に関する格差や地域間格差などにも焦点を当てた関係者による取り組みからのボトムアップが社会全体による適応策には不可欠としたレビュー論文
- 2113 全米 89 の潮位観測所ごとに NOAA の将来潮位アンサンブル予測値を用いて得られた閾値超え年間日数の急増時期が適応策戦略変更時期の目安となることを指摘している論文
- 2114 不確実性が高い状況下でモニタリングしながら政策を転換していく adaptation pathways 手法を説明した上で蘭デルタプログラムの一環として試行した事例を紹介している論文
- 2115 Thames Estuary 2100 プロジェクトとして取り組んだ adaptation pathways 手法について実態に即した基本的な考え方を説明している論文

- 2116 耐水建築の code of practice 公表や普及促進地域の設定、今世紀末以降も見据えた adaptation pathways 検討試行地域の設定などにも言及している英 Defra の雨水出水対策状況報告書
- 2117 高解像度モデルによる欧州の将来計算結果では移動速度の遅い豪雨域の発生数が大幅に増加することから豪雨継続時間や豪雨の空間的な広がりが重要になると指摘している論文
- 2118 流域治水のような極めて複雑な施策展開においても重要と思われる社会的課題への基本的対処方策を体験を交えて述べている書籍
- 2119 新型コロナ以前に都市部から地方部への国内人口移動が続いていると報告している英 Defra の地方人口統計要約版
- 2120 洪水激甚化など温暖化が青少年の精神面に及ぼす影響に関する研究をレビューした上で防災教育を通じて社会と関わりをもって前向きに対応する力を養うべきと指摘している論文
- 2121 気候変動が子供たちに及ぼす影響について世界各国を対象にとりまとめる中で防災教育のあり方についても言及しているユニセフのレポート
- 2122 地方を大切にしながら社会全体の意識変化を後押しすることが必要であるとして適応策の枠組みを提示している欧州委員会の作業用ペーパー中間報告
- 2123 多数の降雨観測地点を有し気象条件が同一とみなせる米本土 8 区分のそれぞれについて各年の閾値越えの数を用いて豪雨発生確率の経年変化を求めた論文
- 2124 行政のみでは洪水等の激甚化頻発化に対応できないとした上で地域に適切な助言ができるよう職員向けの Climate Academy を設置するとしている英 Environment Agency の法定報告書
- 2125 水害保険における取り扱いを含めた耐水建築普及促進策など 2021 年 6 月の気候変動委員会提言に対する各省の広範囲に及ぶ取り組み状況を取りまとめた英政府の報告書
- 2126 産業構造転換等による軋轢を伴う緩和策を進めるためには知見の考究やモニタリングを担う分野横断的な体制や枠組みが重要であるとして適応策のあり方にも示唆を与えている提言
- 2127 超過洪水を想定すると潮位の上昇により感潮区間最上流部が危険となる場合があるとして観測データによる統計解析や気候変動影響など様々な角度から論じている論文
- 2128 台風等の移動範囲が南北両半球とも極方向に動いているという観測結果を踏まえ今世紀末の状況に関する諸研究について過去気象やモデル計算など幅広く論評を加えている論文
- 2129 自然災害の激甚化や緩和策の実施に伴う金融や保険等のリスクについて関係機関等の調査研究を網羅的にレビューしてデータの不足など改善点を指摘している米 FSOC のレポート
- 2130 自然災害の激甚化や緩和策の実施に伴うリスクに対する銀行等のマネジメントのあり方をサンプルにまとめているシンガポール MAS のガイドライン
- 2131 自然災害の激甚化頻発化に対応して職員の意識変革や教育・育成に加えて新規人材獲得も意図している米 FEMA の 5 か年戦略リーフレット

議案第 1 号

令和 3 年度貸借対照表、正味財産増減計算書、
貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書、
財産目録の承認を求める件

貸 借 対 照 表

(令和4年3月31日 現在)

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金、預金	16,870,115	22,575,589	△ 5,705,474
未収金(会費)	1,998,000	2,058,000	△ 60,000
未収金(調査事業等)	42,120,856	31,116,602	11,004,254
未収金(その他)	6,471,458	6,611,943	△ 140,485
前払金	0	0	0
社会保険料立替金	△ 459,883	△ 459,566	△ 317
出版物在庫	3,880,920	4,997,676	△ 1,116,756
貸倒引当金	△ 692,210	△ 705,560	13,350
流動資産合計	70,189,256	66,194,684	3,994,572
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	18,764,621	20,891,261	△ 2,126,640
運営資金積立資産	25,000,000	25,000,000	0
特定資産合計	43,764,621	45,891,261	△ 2,126,640
(2) その他固定資産			
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 施行規則附則第7項に規定する共用財産である。 同項に規定する公益目的事業の用に供する割合は62.70%。			
建物付属設備	2	2	0
什器備品	3,574	9,160	△ 5,586
電話加入権	149,240	149,240	0
保証金	9,988,608	9,988,608	0
その他固定資産合計	10,141,424	10,147,010	△ 5,586
固定資産合計	53,906,045	56,038,271	△ 2,132,226
資産合計	124,095,301	122,232,955	1,862,346
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0	0	0
前受金(会費)	0	6,000	△ 6,000
預り納付金	772,369	855,131	△ 82,762
流動負債合計	772,369	861,131	△ 88,762
2. 固定負債			
退職給付引当金	18,764,621	20,891,261	△ 2,126,640
固定負債合計	18,764,621	20,891,261	△ 2,126,640
負債合計	19,536,990	21,752,392	△ 2,215,402
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	0	0	0
2. 一般正味財産	104,558,311	100,480,563	4,077,748
正味財産合計	104,558,311	100,480,563	4,077,748
負債及び正味財産合計	124,095,301	122,232,955	1,862,346

正 味 財 産 増 減 計 算 書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日)

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
	(A)	(B)	(A)-(B)
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	70,968,000	71,226,000	△ 258,000
一種正会員	25,530,000	25,530,000	0
二種正会員	12,918,000	13,176,000	△ 258,000
三種正会員	32,520,000	32,520,000	0
事業収益	110,627,085	93,797,424	16,829,661
調査事業	43,559,636	42,566,608	993,028
キャンペーン事業	434,400	307,500	126,900
助成事業	0	0	0
研修・セミナー事業	19,759,830	12,365,550	7,394,280
表彰・コンクール事業	28,177,000	19,553,000	8,624,000
収益事業	18,696,219	19,004,766	△ 308,547
受取負担金	10,985,341	9,140,603	1,844,738
受取寄附金	15,231,000	14,256,000	975,000
雑収益	213,450	466,683	△ 253,233
経常収益計	208,024,876	188,886,710	19,138,166
(2) 経常費用			
事業費			
公益目的事業	155,093,389	135,320,015	19,773,374
調査事業	53,217,680	54,635,550	△ 1,417,870
キャンペーン事業	12,175,674	10,659,465	1,516,209
助成事業	0	0	0
研修・セミナー事業	42,359,289	33,155,164	9,204,125
表彰・コンクール事業	47,340,746	36,869,836	10,470,910
収益事業等	24,635,646	21,674,328	2,961,318
収益事業	16,026,440	14,084,911	1,941,529
会員活動助成等事業	8,609,206	7,589,417	1,019,789
事業費計	179,729,035	156,994,343	22,734,692
管理費	24,218,093	24,982,876	△ 764,783
経常費用計	203,947,128	181,977,219	21,969,909
評価損益等調整前当期経常増減額	4,077,748	6,909,491	△ 2,831,743
基本財産評価損益等			
特定資産評価損益等			
投資有価証券評価損益等			
評価損益等計			
当期経常増減額	4,077,748	6,909,491	△ 2,831,743
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
(2) 経常外費用			
当期経常外増減額			
他会計振替額			
当期一般正味財産増減額	4,077,748	6,909,491	△ 2,831,743
一般正味財産期首残高	100,480,563	93,571,072	6,909,491
一般正味財産期末残高	104,558,311	100,480,563	4,077,748
II 指定正味財産増減の部			
III 正味財産期末残高	104,558,311	100,480,563	4,077,748

正味財産増減計算書内訳表(1/2)
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	公 益 目 的 事 業 会 計					収 益 事 業 等 会 計				法人会計	合 計		
	公1	公2	公3	公4	公5	小 計	共 通	小 計	共 通			小 計	
Ⅰ 一般正味財産増減の部	調査事業	キャンベーン事業	助成事業	研修・セミナー事業	表彰・コンクール事業	小 計			収益事業	他1 会員活動 助成等事業			
	受取会費					35,484,000	35,484,000					35,484,000	70,968,000
	一種正会員					12,765,000	12,765,000					12,765,000	25,530,000
	二種正会員					6,459,000	6,459,000					6,459,000	12,918,000
	三種正会員					16,260,000	16,260,000					16,260,000	32,520,000
	事業収益	43,559,636	434,400		19,759,830	28,177,000	91,930,866	18,696,219				18,696,219	110,627,085
	調査事業	43,559,636					43,559,636						43,559,636
	キャンベーン事業		434,400				434,400						434,400
	助成事業						0						0
	研修・セミナー事業				19,759,830		19,759,830						19,759,830
	表彰・コンクール事業					28,177,000	28,177,000						28,177,000
	収益事業											18,696,219	18,696,219
	受取負担金		8,885,341			2,000,000	10,885,341						10,885,341
	受取寄附金					14,000,000	15,231,000	1,231,000				0	15,231,000
	雑収益											0	213,450
	受取利息収入											30	30
その他収入											0	213,420	
経常収益計	43,559,636	9,419,741		19,759,830	44,177,000	153,831,207	36,715,000	18,696,219			18,696,219	208,024,676	
(2)経常費用													
専 業 費	53,217,980	12,175,074		42,359,289	47,340,746	155,093,389		10,026,440	8,609,206			179,729,035	
役員報酬	9,877,540	389,924		4,394,032	4,022,056	18,683,552		259,138	673,926			19,616,616	
給料手当	10,881,293	640,287		19,323,050	5,032,649	35,877,279		1,539,873	625,136			38,042,288	
退職給付費用	1,098,561	41,399		699,702	354,045	2,193,707		106,957	65,636			2,366,300	
福利厚生費	151,995	11,462		160,168	69,918	393,543		16,794	14,701			425,038	
通勤手当	604,457	50,845		1,596,196	327,570	2,579,068		120,272	73,049			2,772,389	
旅費交通費	158,636	3,359		52,932	2,272,247	2,487,174		4,921	271,648			2,763,743	
通信運搬費	4,538,026	43,161		775,029	3,777,161	9,133,377		747,107	75,467			9,955,951	
減価償却費	1,703	129		1,795	784	4,411		188	165			4,764	
消耗品費	930,381	70,160		980,408	1,941,074	3,922,023		102,800	91,088			4,115,911	
印刷製本費	12,335,780	3,424,122		21,48,050	1,884,138	19,792,090		12,172,500	3,413,965			35,378,555	
賃借料	4,171,713	314,588		4,396,027	1,918,987	10,801,315		460,940	403,493			11,665,748	
運送代	0	0		0	184,800	184,800		0	0			184,800	
社会保険料負担金	2,584,272	128,342		2,994,787	907,921	6,615,322		285,953	187,932			7,089,207	
会場費	85,100	0		0	1,125,410	1,210,510		0	0			1,210,510	
贈附金	3,429,717	0		70,000	3,040,000	6,539,717		0	1,703,600			8,243,317	
委託費	166,560	4,354,467		2,913,383	12,465,330	19,899,740		0	0			19,899,740	
支払負担金	0	547,241		0	236,850	784,091		0	397,000			1,181,091	
支払助成金	0	2,000,000		0	0	2,000,000		0	576,354			2,576,354	
装費	0	0		0	6,479,040	6,479,040		0	0			6,479,040	
租税公課	1,767,151	125,774		1,433,154	713,002	4,039,081		167,419	0			4,206,500	
諸費	434,795	30,414		420,576	587,764	1,473,549		41,578	36,046			1,551,173	

正味財産増減計算書内訳表(2/2)
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	公 益 目 的 事 業 会 計						収 益 事 業 等 会 計				法人会計	合 計
	公1	公2	公3	公4	公5	小 計	共 通	小 計	共 通	小 計		
調査事業	キャンパ－ン事業	助成事業	研修・セミナー事業	表彰・コンクール事業								
管理費												
役員報酬												24,218,093
給料手当												3,941,384
退職給付費用												5,267,257
福利厚生費												464,089
通勤手当												73,307
旅費交通費												271,271
通信運搬費												21,480
減価償却費												221,683
消耗品費												822
印刷製本費												448,719
賃借料												250,203
社会保険料負担金												2,011,996
諸謝金												1,311,554
会員管理費												253,000
交際費												6,324,150
総会・理事会費												33,083
会議費												2,452,143
諸費												0
貸倒引当金繰入額												179,742
雑費費用計	53,217,690	12,175,674	0	42,350,289	47,340,746	0	155,093,389	16,028,440	8,609,206		24,635,646	203,947,126
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 9,658,044	△ 2,756,933	0	△ 22,598,459	△ 3,163,746	36,715,000	△ 1,462,182	2,669,779	△ 8,609,206		△ 5,939,427	4,077,748
基本財産評価損益												
特定資産評価損益額												
投資有価証券評価損益等												
評価損益等計												
当期経常増減額	△ 9,658,044	△ 2,756,933	0	△ 22,598,459	△ 3,163,746	36,715,000	△ 1,462,182	2,669,779	△ 8,609,206		△ 5,939,427	4,077,748
2. 経常外増減の部												
(1) 経常外収益												
(2) 経常外費用												
当期経常外増減額												
他会計差替額						255,126	255,126	△ 255,126			△ 255,126	
当期一般正味財産増減額	△ 9,658,044	△ 2,756,933	0	△ 22,598,459	△ 3,163,746	36,970,126	△ 1,207,056	2,414,653	△ 8,609,206		△ 6,194,553	4,077,748
一般正味財産期首残高												100,480,563
一般正味財産期末残高												104,558,311
Ⅱ指定正味財産増減の部												
正味財産期末残高												104,558,311

貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

1. 特定資産の明細

財務諸表に対する注記において記載している。

2. 引当金の明細

(1) 退職給付引当資産

財務諸表に対する注記において記載している。

(2) 貸倒引当金

貸倒引当金の明細は下表の通りである。

科 目	当期末残高
経常収益	
受取会費	684,000
調査事業	8,210
収益事業	0
合 計	692,210

財 産 目 録

(令和4年3月31日 現在)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金 額 (円)
I 資産の部			
1. 流動資産			
現 金	手元保管	運転資金として	381,331
預 金	普通預金 みずほ銀行町村会館出張所支店 三井・住友銀行麹町支店 ゆうちょ銀行半蔵門駅前支店	運転資金として	16,488,784
未収金(会費)	会員会費に対する未収金	一種、二種、三種会員会費に関する未収金	1,998,000
未収金(調査事業等)	調査事業、助成金等に対する未収金	調査事業、助成金等に関する未収金	42,120,856
未収金(その他)	河川講読料、図書販売等に対する未収金	雑誌河川講読料、図書販売等に関する未収金	6,471,458
前払金	講習会に対する前払金	講習会の会場費等の前払金	0
社会保険料立替金	社会保険料に対するもの	社会保険料の立替金	△ 459,883
出版物在庫	出版物に対するもの	出版物図書等の在庫	3,880,920
貸倒引当金	会員会費、雑誌河川、図書出版に対するもの	一・二・三種会費、雑誌河川、図書出版の回収不能額	△ 692,210
流動資産合計			70,189,256
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	役職員の退職給付に対するもの 普通預金 みずほ銀行町村会館出張所支店	役職員6名に対する退職給付の支払に備えたもの	18,764,621
運営資金積立資産	運営に必要な資金に備えたもの 普通預金 みずほ銀行町村会館出張所支店	運営に必要な資金積立金	25,000,000
特 定 資 産 合 計			43,764,621
(2) その他固定資産	(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則附則第7項に規定する共用財産である。 同項に規定する公益目的事業の用に供する割合は62.70%。)		
建物付属設備	事業に供する建物付属設備に対するもの 千代田区麹町2丁目6番地5 麹町E.C.Kビル3階	建物付属設備(OA7ロー、空調設備等)	2
什器備品	事業に供するためのもの	事業に供する什器・備品等	3,574
電話加入金	事業に供する電話加入権に対するもの	事業に供する電話債券	149,240
保証金	事業に供する建物の賃借に対する保証金 千代田区麹町2丁目6番地5 麹町E.C.Kビル3階	事業に供する建物の賃借に対する保証金	9,988,608
その他固定資産合計			10,141,424
固定資産合計			53,906,045
資 産 合 計			124,095,301
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	事業全般に対するもの	印刷費、発送費、その他の未払に対するもの	0
前受金	二種会費に対するもの	二種会費の前受金	0
預り納付金	所得税、社会保険料に対するもの	所得税、謝金等の源泉徴収税、社会保険料の預り金	772,369
流動負債合計			772,369
2. 固定負債			
退職給付引当金	役職員の退職給付に対するもの	役職員6名に対する退職給付の支払に備えたもの	18,764,621
固定負債合計			18,764,621
負 債 合 計			19,536,990
正 味 財 産			104,558,311

財 務 諸 表 に 対 す る 注 記

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原価による。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は定額法による。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金として、期末退職給付の要支給額に相当する金額を計上。

貸倒引当金として、経常収益のうち受取会費については前年度の未収金のうち当年度に回収不能であった額ならびに当年度に退会処理した額を、調査事業ならびに収益事業については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理について

消費税の会計処理は、税込方式による。

2. 特定資産の増減額及びその残高

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
退職給付引当資産	20,891,261	2,830,389	4,957,029	18,764,621
運営資金積立資産	25,000,000	0	0	25,000,000
合 計	45,891,261	2,830,389	4,957,029	43,764,621

3. 特定資産の財源の内訳

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)
特定資産			
退職給付引当資産	18,764,621	0	18,764,621
運営資金積立資産	25,000,000	0	25,000,000
合 計	43,764,621	0	43,764,621

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物付属設備	2	0	2
什器備品	9,160	5,586	3,574
合 計	9,162	5,586	3,576

5. そ の 他

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則附則第7項に規定する共用財産については、貸借対照表及び財産目録に、その旨及び公益目的事業の用に供する割合を記載している。
なお、公益目的事業の用に供する割合は、これを確定させるため、移行認定申請書において記載した数値をもとに算出したものを用いている。
- (2) 出版物在庫の増減に相当する額については経常費用の印刷製本費に計上し、在庫の増に相当する額はこれを減算し、減に相当する額はこれを加算している。

監 査 報 告 書

公益社団法人日本河川協会
会長 松田 芳夫 殿

令和4年4月21日

公益社団法人日本河川協会

監 事 和里田 義雄

公益社団法人日本河川協会

監 事 津野 三夫

私たち監事は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度の事業及び会計を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査意見

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

（2）計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

報告第 2 号

令和 4 年度 事業計画書、収支予算書、
資金調達及び設備投資の見込みの報告の件

令和4年度 事業計画書

公益社団法人 日本河川協会

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

令和4年度も、日本河川協会は、公益社団法人として社会に貢献すべく、安全かつ快適で自然豊かな河川を実現するために必要な調査、研究並びに河川整備及び河川関係諸活動への支援等を通じて、河川を取り巻く情報の発信・共有・蓄積に関するさまざまな事業を展開していきます。

1 河川に関する新たな知見や情報などの調査・資料収集を行い、広く一般に成果を公表する事業【調査事業】

(1) 「河川文化を語る会」の開催

新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、「河川文化を語る会」を地方都市も含め4回開催します。

(2) 地球温暖化適応策に関する調査、資料収集

地球温暖化適応策に関する基礎的な資料収集を行います。また、日本学術会議や学会等における水災害適応策に関する活動に参画します。その一環として、日本学術会議の「気候変動と国土分科会」に参画し、住宅、土地利用や国土のあり方の見直しを含めて社会全体で取り組む水災害適応策に今後必要となる知見や科学技術について、時間軸を意識した中長期的な視点から検討を進めていくこととしています。さらに、各地域間で情報交換・情報共有ができるような場づくりに向け、必要な支援策について検討を進めます。

(3) 月刊誌「河川」の発刊

月刊誌「河川」は、河川に関わる最新の諸情報を広く提供・発信する役割を担うとともに、過去の発刊分が昭和初期から現在に至るまでの河川事業や河川行政の歴史などに関する貴重なナレッジストックとして活用されるなど、行政関係者、研究者、学生、一般の方々等から高い評価を得ています。

令和4年度においてもその内容の一層の充実に努めていきます。また、カラーPDF版（会員がインターネットで閲覧可能）の提供を引き続き実施します。

＜令和４年度の特集テーマ＞（予定）

「令和４年度予算」（４月）、「国土を守る土砂災害防止技術」（５月）、「大河川の歴史（第18回）雄物川・吉井川」（６月）、「世界の水問題の解決に向けて」（７月）、８月以降は未定。

(4) 河川に関する情報の資料収集・整理と広報資料の作成

河川に関する様々な情報（災害の発生状況、治水事業の重要性や制度・施策・効果等）や資料を収集・整理し、幅広い普及や社会的な理解を促進するための的確な情報発信方策について検討し、広報資料を作成します。

(5) 河川行政史に関する調査

「個人の記憶を、共有の記録に」との基本的な考え方の下で、過去の河川行政における出来事などに関して、収集した資料や当時の担当者へのインタビュー等を通じて記録としてとりまとめます。

令和４年度は、新たなテーマとして「東日本大震災の初動における国土交通省の取り組み（仮）」を選定し、関係者から資料の収集を行います。

2 河川関連キャンペーン（「川の日」キャンペーン、日本水大賞、水防演習、河川愛護月間、水の週間等）への参画及び支援を行い、安全かつ快適で自然豊かな河川を実現するための啓発活動を広く一般に向けて行う事業【キャンペーン事業】

(1) 「川の日」記念行事の支援

引き続き、「川の日」実行委員会が実施する「川の日」（７月７日）の記念行事を事務局として支援します。

(2) その他の河川関係キャンペーンへの参画・支援

全国の水防演習の場における広報活動、河川愛護月間キャンペーンへの支援等を実施します。

3 河川に関するセミナー、シンポジウム、研修等の開催及び支援により、専門的知識の普及や人材育成を行う事業【研修・セミナー事業】

(1) セミナーの開催

水防に関する制度・法律等をテーマにした「水防研修」は、新型コロナウイルス感染症の状況によりWEB（オンデマンド）研修で実施します。

河川管理・訴訟等をテーマにした「河川管理研修」、河川に関する最新の施策等をテーマにした「河川講習会」を開催し専門的知識の普及を図ります。

これらの開催にあたっては、ホームページへの掲載、メールマガジン等により参加者を広く公募するとともに、関係機関・団体等に対し周知を図り、参加者の拡大に努めます。

また、河川やダムの現場において施設等を直接見ながら河川に関する知識や技術力を向上させることを目的とした「現場研修会」を開催します（令和元年度、令和2年度、令和3年度は災害や感染症により中止）。

- ・水防研修（WEB） 令和4年4月15日（金）～30日（土）
- ・河川管理研修 令和4年10月（予定）
- ・河川講習会 令和5年2月（予定）
- ・現場研修会 （開催時期は今後決定）

(2) 地域河川管理技術向上への支援

河川管理施設の老朽化、行政機関における河川管理に携わる技術者数の減少等が進行する状況の中で、河川の有する機能を適切に保全していく取り組みが重要になってきています。そのため、河川の維持管理に関する専門技術を認定する「河川技術者資格制度」の運営を支援します。

4 河川に関する功労者表彰、コンクールの実施及び支援により、不特定多数の利益の増進に寄与する諸活動等を顕彰する事業〔表彰・コンクール事業〕

(1) 河川功労者表彰

昭和24年に制度を創設して以来、治水、利水、環境の観点はもとより、歴史・文化、河川愛護、国際貢献、学術研究、地域振興等の観点から、広く社会に対して功績のあった方々や団体に対する表彰を行ってきました。

令和4年も定時社員総会において表彰を行う予定です。

(2) 日本水大賞・日本ストックホルム青少年水大賞

日本水大賞委員会（名誉総裁：秋篠宮皇嗣殿下）の事務局を引き続き務めることとしています。

第24回日本水大賞・2022日本ストックホルム青少年水大賞の表彰式及び受賞活動発表会については、6月14日に日本科学未来館で行う予定です。

また、2022日本ストックホルム青少年水大賞の大賞受賞者は、現地で8月に開催される国際コンテスト「ストックホルム青少年水大賞」に日本代表として参加します。

第25回日本水大賞は7月7日に、2023日本ストックホルム青少年水大賞は4月1日に、それぞれ募集を開始する予定です。なお、第25回日本水大賞の募集にあたっては、第24回の結果を踏まえ、応募の促進を図るため、ホームページの強化を図りました。漫画家の赤星たみこ氏の漫画を掲載し、応募が更に分かり易くなりました。今後も、多くの優良な活動団体等から応募いただけるよう、効果的・効率的な広報に努めます。

5 河川に関する図書等の刊行等〔収益事業〕

(1) 図書の出版等

河川事業に関する通達等のデータベースである「令和4年度版河川事業関係例規集」と、河川関係の最新の各種データをコンパクトに取りまとめた「2022 河川ハンドブック」を刊行します。なお、「令和4年度版河川事業関係例規集」については、引き続きDVD版（PDFファイル）も刊行します。

(2) 受託調査・研究

必要に応じて、収益事業としての受託調査・研究を行います。

6 会員活動への助成、会員への情報誌会報「河川文化」の配布、河川関係諸団体の活動への支援〔会員活動助成等事業〕

(1) 会員活動への助成

会員の親睦、交流及びサークル活動をより一層推進させるため、現在12の府県単位で設立されている会員組織の活動を支援するとともに、その運営に必要な経費の一部を助成します。

また、各地域において、会員が川をテーマにした自主的な研究や地域活動への参加を行うサークル活動に対して、その経費の一部を助成します。

これらの助成に当たって、当協会個人会員が行う活動を支援するとの目的をより明確にした運用を行います。

(2) 会員への情報誌会報「河川文化」の発行・配布

平成9年の河川法改正、二種（個人）会員制度の創設とともに発刊した会報「河川文化」は、創刊から来年、四半世紀を迎え、この間の社会経済状況や会員ニーズの変化を的確に把握するため、昨年6月に大規模な読者アンケートを実施しました。その結果を踏まえ、第100号を超えてさらなる内容の充実を目指すとともに、昨年度末に導入した過去記事の検索機能や図書館への配布等により多くの方々が活用できるようにします。

<令和4年度 特集計画>（予定）

第98号	令和4年6月号	「紀伊半島の川」
第99号	9月号	（仮）「人と川の新時代」
第100号	12月号	（未定）
第101号	令和5年3月号	（未定）

(3) 河川関係諸団体の活動への支援

引き続き、河川関係諸団体の活動を支援します。

(4) 会員へのメールマガジンの送付

令和2年6月よりメールアドレスを登録いただいている会員の皆様に、週1回の頻度でメールマガジンを配信し、河川や防災行政の重要な動き、国土交通省等の記者発表情報（河川行政、建設業関係）、災害カレンダー、当協会からのお知らせ、その他河川に関する情報を提供します。

令和4年度も引き続き、会員のご意見を踏まえ、内容の充実を図り配信してまいります。

7 協会運営に関して特記すべき事項

令和2年、令和3年の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、理事会を含めたWEB会議の活用やテレワーク・時差出勤により、同感染症対策と必要な業務の両立を図りました。

令和4年度も、引き続き新型コロナウイルスの感染状況及び政府の方針を踏まえ、必要な取り組みを行ってまいります。これらの取り組みに当たっては、社会全体が、新しい働き方、仕事・職場のニューノーマルへの移行を進めつつあることを念頭に、令和3年度中に得られた成果と反省点を踏まえ、同感染症の終息後も継続的に取り組んでいくことといたします。

令和4年度収支予算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日)

(単位：円)

科 目	令和4年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
	(A)	(B)	(A)-(B)	
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取会費	71,560,000	70,980,000	580,000	
一種正会員	25,590,000	25,500,000	90,000	
二種正会員	13,080,000	13,080,000	0	
三種正会員	32,890,000	32,400,000	490,000	
事業収益	111,160,000	107,870,000	3,290,000	
調査事業	44,890,000	44,800,000	90,000	
キャンペーン事業	800,000	800,000	0	
助成事業	0	0	0	
研修・セミナー事業	19,750,000	14,750,000	5,000,000	
表彰・コンクール事業	27,500,000	27,500,000	0	
収益事業	18,220,000	20,020,000	△ 1,800,000	
受取負担金	11,580,000	11,600,000	△ 20,000	
受取寄附金	15,200,000	14,200,000	1,000,000	
雑収益	0	0	0	
経常収益計	209,500,000	204,650,000	4,850,000	
(2) 経常費用				
事業費				
公益目的事業	159,102,865	151,857,422	7,245,443	
調査事業	55,313,007	57,291,233	△ 1,978,226	
キャンペーン事業	12,755,842	13,324,709	△ 568,867	
助成事業	0	0	0	
研修・セミナー事業	44,703,733	36,334,023	8,369,710	
表彰・コンクール事業	46,330,283	44,907,457	1,422,826	
収益事業等	25,023,754	26,974,115	△ 1,950,361	
収益事業	15,351,488	17,757,836	△ 2,406,348	
会員活動助成等事業	9,672,266	9,216,279	455,987	
事業費計	184,126,619	178,831,537	5,295,082	
管理費計	25,373,381	25,818,463	△ 445,082	
経常費用計	209,500,000	204,650,000	4,850,000	
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0	
基本財産評価損益等				
特定資産評価損益等				
投資有価証券評価損益等				
評価損益等計				
当期経常増減額	0	0	0	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
(2) 経常外費用				
当期経常外増減額				
他会計振替額				
当期一般正味財産増減額	0	0	0	
(注) 短期借入金限度額 20,000,000円				

収支予算書内訳表(1/2)
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	公 益 目 的 事 業 会 計					収 益 事 業 等 会 計			法人会計	合 計			
	公1 調査事業	公2 キャンペーン事業	公3 助成事業	公4 研修・セミナー事業	公5 表彰・コンクール事業	共 通	小 計	収1 収益事業			他1 役員活動 助成等事業	共 通	小 計
Ⅰ一般正味財産増減の部 1. 経常増減の部 (1) 経常収益	受取会費					35,780,000	35,780,000				35,780,000	71,580,000	
	一種正会員					12,795,000	12,795,000				12,795,000	25,590,000	
	二種正会員					6,540,000	6,540,000				6,540,000	13,080,000	
	三種正会員					16,445,000	16,445,000				16,445,000	32,890,000	
	事業収益	44,890,000	800,000		19,750,000	27,500,000	92,940,000	18,220,000			18,220,000	111,160,000	
	調査事業	44,890,000					44,890,000					44,890,000	
	キャンペーン事業		800,000				800,000					800,000	
	助成事業						0					0	
	研修・セミナー事業				19,750,000		19,750,000					19,750,000	
	表彰・コンクール事業					27,500,000	27,500,000					27,500,000	
	収益事業							18,220,000				18,220,000	
	受取負担金		9,580,000			2,000,000	11,580,000					11,580,000	
	受取寄附金					14,000,000	1,200,000	15,200,000			0	15,200,000	
	雑収益											0	
	受取利息収入											0	
	その他収入											0	
	経常収益計	44,890,000	10,380,000		19,750,000	43,500,000	36,980,000	155,500,000	18,220,000			35,780,000	209,500,000
	(2) 経常費用												
	事業費	55,313,007	12,755,842		44,703,733	46,330,283	0	159,102,865	15,351,488	9,672,266		25,023,754	184,126,619
	役員報酬	9,762,000	380,550		4,361,550	4,002,000		18,506,100	256,740	671,310		928,050	19,434,150
給料手当	10,854,707	631,154		19,245,560	5,150,166		35,881,587	1,537,368	576,341		2,113,706	37,995,293	
退職給付費用	1,062,982	45,542		757,071	368,376		2,233,971	110,460	71,394		181,854	2,415,825	
福利厚生費	152,500	11,500		160,700	70,150		394,850	16,850	14,750		31,600	426,450	
通勤手当	594,839	49,383		1,569,103	429,455		2,642,780	111,917	93,735		205,652	2,846,432	
旅費交通費	345,750	3,450		168,210	2,321,045		2,838,455	5,055	504,425		509,480	3,347,935	
通信運搬費	4,611,900	36,340		867,812	3,821,674		9,337,726	753,246	86,610		839,856	10,177,582	
減価償却費	0	0		0	0		0	0	0		0	0	
消耗品費	431,750	31,050		433,890	189,405		1,086,095	45,495	39,825		85,320	1,171,415	
印刷製本費	13,912,900	3,540,940		1,652,092	1,949,734		21,055,666	11,559,988	3,452,510		15,012,496	36,068,162	
賃借料	4,169,350	314,410		4,393,538	1,917,901		10,795,199	460,679	403,265		863,944	11,659,143	
運搬代	200,000	0		0	270,000		470,000	0	0		0	470,000	
社会保険料負担金	2,583,909	128,343		2,987,587	910,117		6,619,956	286,095	182,701		468,796	7,088,752	
会費	200,000	0		2,160,000	1,210,000		3,570,000	0	0		0	3,570,000	
贈謝金	3,650,000	0		200,000	3,000,000		6,850,000	0	2,140,000		2,140,000	8,990,000	
委託費	500,000	4,880,000		3,730,000	13,000,000		22,110,000	0	0		0	22,110,000	
租税公課	1,764,420	125,580		1,430,940	711,900		4,032,840	167,160	0		167,160	4,200,000	
支払負担金	0	550,000		0	240,000		790,000	0	400,000		400,000	1,190,000	
支払助成金	0	2,000,000		0	0		2,000,000	0	1,000,000		1,000,000	3,000,000	
雑費	0	0		0	6,200,000		6,200,000	0	0		0	6,200,000	
諸費	516,000	27,600		575,680	568,360		1,687,640	40,440	35,400		75,840	1,763,480	

収支予算書内訳表 (2/2)
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	公 益 目 的 事 業 会 計					収 益 事 業 等 会 計				法人会計	合 計	
	公1	公2	公3	公4	公5	共 通		小 計	共 通			小 計
						収益事業	他1 会員活動 助成等事業					
調査事業		キャンペーン事業	助成事業	研修・セミナー事業	表彰・コンクール事業			収益事業				
管 理 費												
役員報酬											25,373,381	
給料手当											3,905,850	
退職給付費用											5,184,707	
福利厚生費											454,175	
通勤手当											73,550	
旅費交通費											261,568	
通信運搬費											22,065	
減価償却費											232,418	
消耗品費										0	0	
印刷製本費											198,585	
賃借料											261,838	
社会保険料負担金											2,010,857	
諸謝金											1,311,248	
会員管理費											220,000	
交際費											6,400,000	
総会・理事会費											60,000	
諸費											4,600,000	
経常費用計	55,313,007	12,755,842		44,703,733	48,330,283	0	158,102,865	15,351,488	9,872,266	25,023,754	208,500,000	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 10,423,007	△ 2,375,842		△ 24,953,733	△ 2,830,283	36,980,000	△ 3,602,865	2,888,512	△ 9,872,266	△ 6,803,754	0	
基本財産評価損益												
特定資産評価損益額												
投資有価証券評価損益等												
評価損益等計												
当期経常増減額	△ 10,423,007	△ 2,375,842		△ 24,953,733	△ 2,830,283	36,980,000	△ 3,602,865	2,888,512	△ 9,872,266	△ 6,803,754	0	
2. 経常外増減の部												
(1) 経常外収益												
(2) 経常外費用												
当期経常外増減額												
他会計振替額											0	
当期一般正味財産増減額	△ 10,423,007	△ 2,375,842		△ 24,953,733	△ 2,830,283	376,508	△ 3,226,357	△ 376,508	△ 9,872,266	△ 7,180,262	0	
(注) 短期借入金限度額 20,000,000円												

令和4年度 資金調達及び設備投資の見込みの報告の件

資金調達及び設備投資の見込みについては、該当ありません。

議案第 2 号

理事及び監事の選任について決議を求める件

理事・監事候補者名簿(案)

(令和4年6月2日)

区 分	常勤・非常勤の別	氏 名	役 職	新任	再任
理 事	非常勤	浅 枝 隆	埼玉大学名誉教授		○
〃	非常勤	岡 本 正 男	一般社団法人 全国治水砂防協会 副会長		○
〃	非常勤	楓 千 里	國學院大學 観光まちづくり学部 教授		○
〃	非常勤	加 納 行 弘	新潟県土木部河川管理課長	○	
〃	非常勤	神 達 岳 志	茨城県 常総市長	○	
〃	非常勤	吉 良 美知宏	愛媛県土木部 河川港湾局長	○	
〃	非常勤	甲 村 謙 友	一般財団法人 国土技術研究センター 理事長		○
〃	非常勤	佐 藤 年 緒	環境・科学ジャーナリスト		○
〃	非常勤	佐 藤 宏	宮城県土木部 河川課長	○	
〃	非常勤	七 戸 克 彦	九州大学大学院法学研究院 教授		○
〃	非常勤	清 治 真 人	株式会社 東京建設コンサルタント 相談役		○
〃	非常勤	曾小川 久 貴	公益社団法人 日本下水道協会 顧問		○
〃	非常勤	高 橋 健 文	元 公益財団法人 建設業適正取引推進機構 理事長		○
〃	非常勤	田 代 民 治	鹿島建設株式会社 顧問		○
〃	非常勤	中 村 太 士	北海道大学農学研究院森林生態系管理学研究室 教授		○
〃	非常勤	西 村 薫	愛知県建設局土木部河川課担当課長	○	
〃	非常勤	三 井 元 子	特定非営利活動法人 あらかわ学会副理事長・事務局長		○
〃	非常勤	村 田 和 夫	株式会社 建設技術研究所 相談役		○
〃	非常勤	山 科 昭 宏	埼玉県県土整備部 副部長	○	
〃	非常勤	山 田 正	中央大学研究開発機構 教授		○
〃	非常勤	山 本 英 二	福岡県県土整備部 河川管理課長	○	
〃	常 勤	黒 川 純一良	公益社団法人 日本河川協会 専務理事		○
〃	常 勤	志 賀 文 夫	公益社団法人 日本河川協会 常務理事・事務局長		○
監 事	非常勤	津 野 三 夫	税理士		○
〃	非常勤	望 月 常 好	前 一般財団法人 経済調査会 理事長	○	

＜参考＞

任期満了で退任する役員のうち、非再任の役員名簿

(令和4年6月2日)

役職名	氏 名	役 職
会 長	松 田 芳 夫	一般社団法人 全日本建設技術協会 技術顧問
常任理事	金 子 勉	前 埼玉県県土整備部 副部長
理 事	木 村 圭 策	前 愛媛県土木部 河川港湾局長
理 事	久 住 時 男	前 新潟県 見附市長
理 事	武 田 和 史	前 広島県土木建築局 河川課長
理 事	富 井 浩 一	前 大阪府都市整備部河川室 河川整備課長
理 事	舩 谷 成 幸	前 宮城県土木部 河川課長
理 事	吉 武 範 幸	前 福岡県県土整備部 河川管理課長
監 事	和里田 義 雄	

令和 4 年 河川功労者表彰

令和 4 年 河 川 功 労 者 表 彰 総 括 表

事 項	個 人	団 体	計
第 1 号 歴史、文化活動又は芸術活動等により河川文化の発展に寄与し功績があった場合		1	1
第 2 号 河川の整備や管理に関連する諸活動を通じ、河川災害の防止、水資源の開発、河川環境の整備や保全、流域内の合意形成に貢献し功績があった場合	33	1	34
第 3 号 水防活動、水害時の人命救助、防災体制の整備・充実又は災害の早期発見と迅速な情報伝達等に功績があった場合	8		8
第 4 号 河川の自然保護・環境学習・河川愛護等の活動に功績があった場合	4	40	44
第 5 号 河川や水に関する学術的研究又は技術開発に従事し、河川の整備・管理、利用等に役立つ成果をおさめる功績があった場合	17		17
第 6 号 河川の利用を通じた産業の振興、地域の活性化等により新しい文化の創造に功績があった場合		1	1
第 7 号 河川や水の分野において国際的な活躍又は外国との交流・連携の深化に功績があった場合			0
第 8 号 本会の発展に顕著な貢献をする等、特に表彰が必要と認められた場合			0
合 計	62	43	105

令和4年河川功労者表彰者名簿

第1号 歴史、文化活動又は芸術活動等により河川文化の発展に寄与し功績があった場合

(団体1)

名 称	功 績 等	住 所
みなとがわ ずい どう 湊川 隧道 保存 友 の 会	平成13年の発足以来、神戸を代表する近代土木遺産で我が国初の河川トンネルである「湊川隧道」の保全活動に努め、一般公開や通り抜けウォークなどのイベントに取り組み、歴史を活かした地域の活性化と河川文化の発展に貢献された。	兵庫県神戸市

第2号 河川の整備や管理に関連する諸活動を通じ、河川災害の防止、水資源の開発、河川環境の整備や保全、流域内の合意形成に貢献し功績があった場合

(個人33)

氏 名	職 業	功 績 等	住 所
た な ぶ まさ ひろ 田 名 部 正 弘	自 営 業	昭和56年から馬淵川水系馬淵川 貝鞍排水樋管の水門等水位観測員として、また令和2年からは中河原排水樋管の水門等水位観測員として、長年にわたり施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時においては昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	青森県八戸市
かつ べ おさむ 勝 部 修	団 体 役 員	平成21年の一関市長就任以来、北上川上流改修期成同盟会会長及び一関遊水地事業促進協議会会長として、関係機関との協議、改修事業の要望及び啓発活動に尽力され、一関遊水地事業をはじめとした北上川改修事業の促進に貢献された。	岩手県一関市
みや た まさ はる 宮 田 正 春	自 営 業	昭和47年から長年にわたり、北上川水系北上川 吉万排水樋管の水門等水位観測員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時においては昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	岩手県盛岡市
ふじ むら こう いち 藤 村 孝 一	農 業	昭和50年から長年にわたり、北上川水系雫石川 雫石川第4排水樋管の水門等水位観測員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時においては昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	岩手県盛岡市
ほり きり たけし 堀 切 武	自 営 業	昭和48年から長年にわたり、北上川水系北上川 日詰第3排水樋管の水門等水位観測員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時においては昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	岩手県紫波郡紫波町
たか はし ひろ ゆき 高 橋 博 行	農 業	昭和56年から長年にわたり、鳴瀬川水系鳴瀬川 桜館排水樋管において、水門等水位観測員として強い責任感と不撓不屈の精神で操作業務に専念し、かつ洪水時においては昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	宮城県大崎市
あ べ せい し 阿 部 柁 史	農 業	昭和55年から長年にわたり、最上川水系貴船川 貴船川水門の水門等水位観測員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時においては昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	山形県山形市
あ べ かず のり 阿 部 一 則	農 業	昭和52年から長年にわたり、最上川水系真室川 真室川第二排水樋管において、水門等水位観測員として施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時においては昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	山形県最上郡真室川町
や ぐち き いち ろう 矢 口 喜 一 郎	農 業	昭和51年から長年にわたり、最上川水系鮭川 川口第一排水樋管において水門等水位観測員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時においては昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	山形県最上郡鮭川村
こん どう まさ はる 近 藤 雅 晴	団 体 職 員	昭和62年から長年にわたり、信濃川水系信濃川 敦ヶ曾根樋管の水門等水位観測員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時においては昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	新潟県長岡市
にし やま のり お 西 山 則 雄	農 業	平成6年から長年にわたり、信濃川水系千曲川 宮沢川樋門の水門等水位観測員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時においては昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	長野県飯山市
わた なべ よし ひこ 渡 邊 祥 彦	団 体 職 員	平成10年から長年にわたり、木曽川水系揖斐川 高須輪中排水機場及び大江排水機場の操作員として施設の管理・操作に従事し、点検整備を定期的に行い、かつ洪水時においては昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	岐阜県海津市
ふじ はし まつ お 藤 橋 松 男	—	昭和48年から長年にわたり、木曽川水系系貫川 天王川排水機場の操作員等として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時においては昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	岐阜県瑞穂市

氏 名	職 業	功 績 等	住 所
かとうまさる 加藤 勝	—	昭和52年から長年にわたり、木曽川水系糸貫川天王川排水機場の操作員等として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	岐阜県瑞穂市
まつのとしお 松 野 利 夫	—	昭和60年から長年にわたり、木曽川水系犀川統合排水機場及び第三排水機場の操作員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	岐阜県瑞穂市
まつのたかひこ 松 野 孝 彦	—	昭和46年から長年にわたり、木曽川水系犀川第一排水機場の操作員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	岐阜県瑞穂市
やしろさだお 八代 貞 雄	—	昭和56年から長年にわたり、木曽川水系糸貫川天王川排水機場等の操作員等として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	岐阜県本巣郡北方町
かたぎりみつひろ 片 桐 光 廣	農 業	平成12年から長年にわたり、木曽川水系揖斐川大山田水門の操作員として施設の管理・操作に従事し、点検整備を定期的に行い、かつ洪水時・高潮時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	三重県桑名市
まつおひろふみ 松 尾 廣 文	農 業	平成13年から長年にわたり、木曽川水系揖斐川沢北ひ管の操作員として施設の管理・操作に従事し、点検整備を定期的に行い、かつ洪水時・高潮時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	三重県桑名市
きのしたえいじ 木 下 栄 治	—	昭和54年から長年にわたり、淀川水系桂川五番樋門において、水門等水位観測員として長年にわたり職務に対する強い責任感と不撓不屈の精神で操作業務に従事し、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	京都府京都市
よしだひでお 吉 田 秀 夫	会 社 員	昭和55年から長年にわたり、加古川水系万願寺川明治谷排水樋門の操作員として施設の管理・操作に従事し、点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行い、災害の軽減に貢献された。	兵庫県小野市
よこたおさみ 横 田 長 三	—	昭和53年から長年にわたり、揖保川水系揖保川新宮第二排水樋門の操作員として施設の管理・操作に従事し、点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行い、災害の軽減に貢献された。	兵庫県たつの市
すがのひろし 菅 野 洋	—	昭和55年から長年にわたり、揖保川水系栗栖川北河原排水樋門の操作員として施設の管理・操作に従事し、点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行い、災害の軽減に貢献された。	兵庫県たつの市
なかがわりきお 中 川 力 雄	—	昭和56年から長年にわたり、円山川水系奈佐川福田第一樋門の水門等水位観測員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	兵庫県豊岡市
まちだはるゆき 町 田 治 幸	—	平成23年から「那賀川床上浸水対策特別緊急事業」の築堤推進委員会の会長として、継続的に地域の意見をとりまとめ、事業への提言を行うなど、国と地域の架け橋となり、治水事業の推進に貢献された。	徳島県阿南市
おかやまけん 岡 山 憲	—	昭和51年から長年にわたり、渡川水系中筋川榎沢樋門の操作員として施設の管理・操作に従事し、点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	高知県四万十市
やすみつとうじ 安 光 十 二	農 業	昭和50年から長年にわたり、渡川水系中筋川国見樋門の操作員として施設の管理・操作に従事し、点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	高知県四万十市
おおつかつよし 大 塚 強 史	会 社 員	九州全体の河川事業の推進、地域の治水安全度向上に尽力されるとともに、「九州防災エキスパート会」に参画し、河川事業推進上の課題や災害時の復旧工法の指導・助言にも取り組むなど、実務担当者の技術力向上、河川技術・防災技術の継承にも寄与され、河川整備の推進等に貢献された。	福岡県久留米市
すえつぐお 末 次 龍 夫	自 営 業	平成14年より長年にわたり、筑後川水系筑後川青木島水門の操作員として、施設の管理・操作に従事し、点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	福岡県久留米市
かながわてるひこ 金 川 照 彦	—	昭和50年4月から長年にわたり、筑後川水系花宗川花宗水門の操作員として、施設の管理・操作に従事し、点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	福岡県八女市
ふなつなおゆき 船 津 直 行	農 業	平成13年から長年にわたり、嘉瀬川水系嘉瀬川福富排水機場及び福富排水樋管の操作員として、施設の管理・操作に従事し、点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	佐賀県佐賀市
こがかずよし 古 賀 和 善	農 業	平成13年から長年にわたり、嘉瀬川水系嘉瀬川福富排水機場及び福富排水樋管の操作員として、施設の管理・操作に従事し、点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	佐賀県佐賀市
いわきりひでお 岩 切 秀 雄	前薩摩川内市長	平成20年から12年にわたり薩摩川内市長として、また、川内川下流改修期成会会長としても、水災害に苦しむ川内川流域の治水事業等の促進に向け尽力され、地域の安全・安心の確保、地域の活性化に貢献された。	鹿児島県薩摩川内市

(団体1)

名 称	功 績 等	住 所
こいしわらがわ えがわ 小石原川ダム・江川残存地区 下戸河内ダム対策協議会	平成13年から長年にわたり、上下流交流イベント「水をつなぐ流域交流in下戸河内」を主催し、水源地の植樹活動やミニ運動会等を通じて上下流の住民の交流を深め、水源地の保全や水循環の健全化、水源林の保全に貢献された。	福岡県朝倉市

第3号 水防活動、水害時の人命救助、防災体制の整備・充実又は災害の早期発見と迅速な情報伝達等に功績があった場合

(個人8)

氏 名	職 業	功 績 等	住 所
いちかわ かず ゆき 市川和幸	会 社 員	平成10年に川越市水防団第3分団に入団以来、長年にわたり水防活動に従事し、平成28年からは分団長として水防体制の強化に尽力されるとともに、水災に際しては、住民の避難誘導、管内巡視など、被害の軽減に貢献された。	埼玉県川越市
ごとう まさ ゆき 後藤政幸	会 社 員	平成12年に木曽川右岸地帯水防事務組合前渡水防団に入団以来、長年にわたり水防活動に従事し、平成24年からは副団長として地域住民の生命と財産の保全に貢献するとともに団員の指導育成にも貢献された。	岐阜県各務原市
いとう たかし 伊藤 崇	会 社 員	平成9年に岐阜市藍川水防団に入団以来、長年にわたり水防活動に従事し、平成29年から団長として水害から地域住民の生命・財産を守るため、被害の防止と軽減及び啓発活動に貢献された。	岐阜県岐阜市
しら い たか あき 白井香昭	会 社 員	平成10年に浜松市水防団河輪分団に入団以来、長年にわたり水防活動に従事し、部長、分団長を経て、平成26年から副団長となり、豊富な知識と経験、優れた統率力と温厚な人柄により、地域住民の生命と財産の保全に貢献された。	静岡県浜松市
よしだ ただ あき 吉田忠明	農 業	平成7年淀川右岸水防事務組合水防団玉島第2水防区に入団以来、長年にわたり水防活動に従事し、平成23年から分団長として、豊富な経験と卓越した指導力により、団員の指導育成と水防組織の充実強化に努め、地域住民の生命と財産の安全確保に貢献された。	大阪府茨木市
いの うえ ひで お 井上英夫	自 営 業	平成7年に淀川左岸水防事務組合水防団に入団以来、長年にわたり水防活動に従事し、平成26年から分団長として、水防防衛の第一線で活躍し、豊かな経験と卓越した指導力により、団員の指導育成と水防組織の充実強化に努め、地域住民の生命と財産の安全確保に貢献された。	大阪府枚方市
ほん だ とし お 本田敏雄	—	平成17年から防災エキスパートとして、吉野川並びに那賀川水系の関係市町における消防団員等への水防工法の施工技術の指導を行い、水防知識、工法及び技能の伝承に貢献された。	徳島県小松島市
い い さだ ひろ 伊井貞博	会 社 員	平成18年から防災エキスパートとして、土器川水系における関係市町の消防団員等へ水防工法の施工技術の指導を行うなど、水防知識、工法及び技能の伝承に貢献された。	香川県仲多度郡まんのう町

第4号 河川の自然保護・環境学習・河川愛護等の活動に功績があった場合

(個人4)

氏 名	職 業	功 績 等	住 所
おお き まさ お 大木正夫	自 営 業	平成元年から長年にわたり、一級河川片庭川において、年間定期的に法面や河川敷部分の清掃や草刈等の活動を行い、河川愛護活動に貢献された。	茨城県笠間市
みや べ よし お 宮部義夫	—	平成13年から小見川地区の清掃活動を開始以来、「TOWN黒部川」を立ち上げ代表として黒部川クリーン作戦を主催するほか、桜並木の環境保全・美化に取り組むなど、河川愛護活動に貢献された。	千葉県香取市
つち だ せい いち ろう 土田征一郎	会 社 役 員	犀川下流域改修促進期同盟会において、平成14年から副会長、平成27年からは会長として、治水事業の促進に尽力されるとともに、平成17年からは、犀川桜千本の会の副理事長、理事長として沿川での桜の植樹や、桜並木の維持管理等河川愛護活動に貢献された。	石川県金沢市
すず き けい すけ 鈴木啓祐	団 体 役 員	平成14年から猪名川漁業協同組合専務理事、平成23年から組合長として、一庫ダム上下流の在来魚保護の禁漁区設定やアユ産卵床整備及び河川清掃など、長年にわたり河川環境の保全と啓発活動に貢献された。	兵庫県川西市

(団体40)

名 称	功 績 等	住 所
ク リ ー ン ウ ォ ー ク と か ち 実 行 委 員 会	平成13年から、札内川において「クリーンウォークとかち in 札内川」を毎年開催し、地元企業やNPO団体が河川清掃を行い、河川美化や河川愛護の啓発活動に貢献された。	北海道帯広市
特定非営利活動法人 ^{さるがわ} 沙流川愛クラブ	平成13年から、沙流川流域において、良好な河川環境の保全や沙流川の魅力を伝える清掃活動、自然観察会などの活動を積極的に取り組み、地元住民の河川愛護意識の醸成に貢献された。(平成26年河川協力団体指定)	北海道沙流郡平取町
^{おおさきしいわでやま} 大崎市岩出山河川愛護団体連合会	平成11年に設立以来、長年にわたり江合川外3河川の水辺環境の保全や河川愛護思想の普及のため、堤防の草刈りや河川敷内のゴミ拾いなどを継続的に実施するなど、河川愛護活動に貢献された。	宮城県大崎市
株 式 会 社 山 形 新 聞 社	平成15年から、最上川の源流域から河口部までの沿川小学校児童を対象として「最上川200キロを歩く 小学生探検リレー」を開催し、最上川を学びのフィールドとし河川環境学習や河川愛護精神の醸成に貢献された。	山形県山形市
山 形 放 送 株 式 会 社	平成15年から、最上川の源流域から河口部までの沿川小学校児童を対象として「最上川200キロを歩く 小学生探検リレー」を開催し、最上川を学びのフィールドとし河川環境学習や河川愛護精神の醸成に貢献された。	山形県山形市
^{よこ} 横 ^{まち} 町 町 内 会	平成23年に福島県・白河市・横町町内会の三者間で「うつくしまの川サポート制度」を締結して以来、阿武隈川の草刈り、ゴミ拾いなどの清掃活動を行い、地域の環境保全や河川愛護活動に貢献された。	福島県白河市
^{にこりがわ} 濁 川をきれいにする会連合会	平成13年に設立以来、長年にわたり、濁川の定期的な清掃活動を行うとともに小学校における体験学習や環境学習を実施するなど、地域の河川愛護活動、環境美化に貢献された。	福島県福島市
^お 小 ^{さか} 坂 ^{かみ} 上 自 治 会	平成26年設立以来、城里町小坂区内を流れる西田川河川敷の除草雑木、篠、竹、ゴミなどの除去等の河川美化活動を実施し、河川愛護活動に貢献された。	茨城県東茨城郡城里町
一般社団法人 宇都宮建設業協会	平成17年に「愛りバーとちぎ」実施団体として栃木県から認定後、一級河川田川において、除草・清掃等の河川美化活動を定期的に行うなど、河川愛護活動等に貢献された。	栃木県宇都宮市
^{かみのかわまち} 上三川町建設事業協同組合	平成18年に「愛りバーとちぎ」実施団体として栃木県から認定後、一級河川田川において、除草・清掃等の河川美化活動を定期的に行うなど、河川愛護活動等に貢献された。	栃木県河内郡上三川町
^ひ 日 ^{だか} 高 市 立 高 麗 中 学 校	高麗川河川敷の清掃活動を50年以上継続して行うとともに、令和元年、高麗川河川敷に大きな被害をもたらした台風19号においては、清掃活動に参画するなど、河川愛護活動に貢献された。	埼玉県日高市
水 辺 の 里 ^{おや} 親 ^{にし} 西 ^{はら} 原 会	平成19年に設立以来、御陣場川河川敷の清掃活動を定期的・継続的にを行い、河川美化活動を続けるとともに、鯉のぼりの設置やフェスティバルの開催など地域の賑わいづくりの活動を行い、河川環境の保全、地域活性化に貢献された。	埼玉県児玉郡上里町
^{ふた} 二 ^{ばし} ツ 橋 水 辺 愛 護 会	平成10年の設立以来、和泉川二ツ橋周辺の清掃、除草を毎月行い、5月には鯉のぼりの掲揚を行うなど地域の活性化、周辺住民の河川愛護精神の醸成に貢献された。	神奈川県横浜市
^{とお か まち} 十日町市立飛渡第一小学校 ^{とびたり}	平成22年から一級河川飛渡川流域においてサケ稚魚の飼育から放流を環境学習の一環として行うとともに、河川の水質調査結果から河川環境保全の協力を地域へ広げるための『飛渡川リーフレット』を作成し関係機関へ寄贈するなど、河川環境教育、河川環境保全に貢献された。	新潟県十日町市
^よ 与 ^{いた まち} 板 町 ほ た る を 守 る 会	平成6年に設立以来、一級河川千体川にて、河川清掃及び草刈の河川美化活動を継続的に実施し、ホテルの生育環境を守るとともに、小学校、高校でホテルの総合学習会を開催し、自然保護の啓発活動を通して河川環境保全に貢献された。	新潟県長岡市
特定非営利活動法人 水環境技術研究会	平成18年から長年にわたり、新潟県内河川において、住民が参加可能な河川の水環境や防災に関する各種活動を継続的に実施し、水環境の有効利用や河川環境の保全、防災基盤整備の推進に貢献された。(平成26年河川協力団体指定)	新潟県長岡市
一般社団法人 長岡市緑地協会	平成20年から長年にわたり、信濃川において河川清掃、除草等の河川愛護活動や川辺の自然観察会等を継続的に実施し、市民参加による河川空間の環境整備推進に貢献された。(平成27年河川協力団体指定)	新潟県長岡市
認定NPO法人 ^{あらかわ} 未来の荒川をつくる会	平成21年より一級河川荒川及びその支流において、地元住民や学生、企業などと共に河川内の清掃活動や花の手入れ、また、ウォーキングイベントの主催など地域全体を巻き込んだ河川愛護活動に貢献された。	山梨県甲府市
株 式 会 社 ^み 三 ^き 木 工 務 所	平成17年以来長年にわたり、油川の南アルプス市鏡中条地区～藤田地区間において、河川清掃、河川の除草作業等の美化活動を行い、地域の河川愛護活動に貢献された。	山梨県南アルプス市
^{しげやなぎ} 重 柳 ^{がわ} 中曾根川及び河川愛護会	平成6年に設立以来、長年にわたり中曾根川等について河川敷内外の清掃、草刈等の河川美化活動を行い、地域住民の意識高揚にも努めており、河川愛護活動に貢献された。	長野県安曇野市

名 称	功 績 等	住 所
きた あい の しま 北 相 之 島 河 川 愛 護 会	平成13年に設立以来、長年にわたり一級河川八木沢川において、河川敷内の清掃及び草刈り等の河川美化活動を実施し、地域住民の意識高揚にも努めており、河川愛護活動に貢献された。	長野県須坂市
あい だ がわ 会田川水系をきれいにする会	平成19年に設立され、会田川水系において河川流域住民が一体となり、清掃、草刈等河川の美化・浄化活動を行うなど、河川環境の保全及び河川愛護活動に貢献された。	長野県松本市
みなみ あい き 村 ひ な た 南 相 木 村 日 向 区	昭和45年に設立以来、日向区内を流れる南相木川の美化を志し、河川沿いには花のプランターを設置したり、土手の草刈り、ごみや空き缶回収を年間行事として定期的実施し、河川愛護活動に貢献された。	長野県南佐久郡南相木村
みなみ あい き 村 ほうり だいら 南 相 木 村 祝 平 区	昭和45年に設立以来、祝平区内を流れる南相木川の美化のため、河川沿いには花のプランターを設置したり、土手の草刈り、ごみや空き缶回収を年間行事として定期的実施し、河川愛護活動に貢献された。	長野県南佐久郡南相木村
みや がわ 宮 川 を 美 し く す る 会	昭和43年に設立以来、長年にわたり、宮川の清掃活動や巡視活動を継続して行う等、国際観光都市飛騨高山が誇る清流宮川の河川環境の保全及び河川愛護活動に貢献された。	岐阜県高山市
ぬくい てらだ たたら まふき おつかめ 温井・寺田・多々羅・間吹・乙亀自治会	昭和59年から、長年にわたり中之保川において河川の草刈やゴミ拾いなどの美化活動を継続して取り組み、地域の河川愛護活動に貢献された。	岐 阜 県 関 市
特定非営利活動法人 プロジェクト保津川	平成19年に設立以来、一級河川桂川（亀岡市域）において、清掃活動、環境学習等を実施し、継続的な活動は地元住民の意識を変える取り組みであり、河川環境の保全及び河川愛護活動に貢献された。	京都府亀岡市
あやべ 京都府立綾部高等学校分析化学部	平成21年以来、長きにわたり、由良川において市民・事業者・行政が一体となって実施する「由良川クリーン作戦」や小中学校への出前授業、水質調査等に取り組み、河川環境の保全に貢献された。	京都府綾部市
こん だ 誉 田 五 丁 目 町 会	平成9年から長期にわたり、大水川の遊歩道の清掃や植栽管理、河道内の清掃活動を行っており、特に、河床全面に発生した水草を人力にて刈り取り、周辺環境の悪臭被害を防止する等、河川環境の保全に貢献された。	大阪府羽曳野市
かり やがわ 加里屋川ふるさとの川整備連絡協議会	平成22年から、地域住民や企業等と協力して二級河川加里屋川の美化活動や、ホテル復活に向けた「再生プロジェクト」、花壇の維持管理、「未来の加里屋川」をテーマにした絵画展などに取り組み、地域の河川愛護活動に貢献された。	兵庫県赤穂市
さようがわ 佐用川のオオサンショウウオを守る会	平成12年に設立以降、特別天然記念物であるオオサンショウウオを保護するため、千種川水系佐用川において、生態系の調査や水質保全、環境保全のための定例観察会や環境学習講座に取り組み、地域の河川愛護活動に貢献された。	兵庫県佐用郡佐用町
特定非営利活動法人 きらめき紀の川	平成23年から「水ときらめき紀の川館」の運営に携わり、紀の川や紀の川大堰等の施設案内及び説明を行うとともに、紀の川一斉清掃に参加するなど河川愛護活動に貢献された。（平成30年河川協力団体指定）	和歌山県和歌山市
はま むら がわ 浜 村 川 愛 護 会	平成25年から、浜村川の除草・ごみ拾いを行い、善良な河川環境が保たれるなど河川愛護活動に貢献された。	鳥取県鳥取市
い ず も なた ふん 出 雲 市 立 灘 分 小 学 校	平成16年度から宍道湖流入河川調査に参加し、環境をテーマにした総合的な学習の時間に力を入れ、宍道湖周辺の清掃活動の実施、学習発表会での児童や地域住民に向けた川の大切さについての発信など、河川愛護意識の醸成に貢献された。	島根県出雲市
やす ぎ 安 来 市 立 母 里 小 学 校	平成18年度から中海流入河川調査に参加し、伯太川の水質や水生生物調査等、生活科や総合的な学習等で環境学習に取り組んでおり、学習発表会での発表や清掃活動を行い、環境愛護活動に貢献された。	島根県安来市
しんまちがわ 認定NPO法人 新町川を守る会	平成2年に発足以来、新町川等の河川清掃や花壇の整備を行い、また、吉野川の上下流域住民と連携し、吉野川源流での広葉樹等の植樹や森林整備、森林の状況調査を行うなど、河川美化、河川愛護活動に貢献された。（平成31年河川協力団体指定）	徳島県徳島市
一般社団法人 愛媛県建設業協会西条支部	平成20年に県の愛りバー・サポーター制度に登録以来、長年にわたり、加茂川において年6回以上も除草や清掃美化活動を継続的に実施しており、河川愛護活動に貢献された。	愛媛県西条市
かみ あり かわ 上 有 川 地 区 愛 護 会	平成10年に設立以来、二級河川大川において、地区住民が継続的に河川の草刈やゴミ拾い等を実施し、当地区の中学生が、「地域ふれあい活動」として共に参加するなど、河川美化、河川愛護意識の醸成に貢献された。	長崎県南松浦郡新上五島町
うちのまき か ぼる がわ 内 牧 花 原 川 を 守 る 会	平成7年の設立以来、阿蘇市内を流れる花原川の除草・周辺道路の清掃活動作業を行うほか、外来植物の撲滅活動を行うなど、河川愛護活動と良好な地域環境の保持、地域の活性化に貢献された。	熊本県阿蘇市
みどりがわ 緑川の清流をとりもどす流域連絡会	平成5年に設立以来、緑川流域を拠点とした植樹活動や清掃活動を行うとともに、各団体活動の活動支援や流域間交流を実施し、河川環境保全や河川愛護活動、流域活動の活性化等に貢献された。（平成30年河川協力団体指定）	熊本県熊本市

第5号 河川や水に関する学術的研究又は技術開発に従事し、河川の整備・管理、利用等に役立つ成果をおさめる功績があった場合

(個人17)

氏 名	職 業	功 績 等	住 所
さ さ き みき お 佐々木幹夫	八戸工業大学名誉教授	河川工学の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、東北地方ダム管理フォローアップ委員会委員、河川整備に係る委員会委員長等及び小川原湖水環境技術検討委員会委員長等を務められ、河川整備・ダム整備の推進に貢献された。	青森県八戸市
たか とり とも お 高取知男	—	魚類の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、河川水辺の国勢調査アドバイザー、東北地方ダム管理フォローアップ委員会委員及び鳴瀬川水系河川整備学識者懇談会委員等を務められ、河川整備の推進、河川環境の保全に貢献された。	宮城県仙台市
さ とう まさ よし 佐藤政良	筑波大学名誉教授	農業土木学の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、河川整備計画の有識者会議やフォローアップ委員会など、各種の委員を務め、河川に係る農業水利の観点から技術的な指導や助言を行うなど、河川整備の推進、河川環境の保全に貢献された。	茨城県つくば市
わし たに 鷺谷いづみ	東京大学名誉教授	生態学の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、河川整備計画の有識者会議やフォローアップ委員会、河川水辺の国勢調査アドバイザー、各種の委員等を務め、技術的な指導や助言を行うなど、河川整備の推進、河川環境の保全に貢献された。	東京都文京区
もり 森 かず き 和紀	三重大学名誉教授	自然地理学・水文学の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、昭和55年から東海三県地盤沈下調査委員会に就任、昭和62年度から中部地方整備局河川技術懇談会に参画、河川水辺の国勢調査アドバイザー、勢田川の浄化を考える懇談会の委員等において、河川整備や管理についての幅広い見識により、河川整備の推進、河川環境の保全に貢献された。	東京都目黒区
ひろ せ しん いち 廣瀬慎一	—	農学・地域水環境工学の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、黒部川におけるわが国初であるダム排砂に関し、「黒部川出し平ダム排砂検討委員会」の委員・農業専門部会長を始め、「宇奈月ダム事業審議会の排砂調査専門委員会」「黒部川ダム排砂評価委員会」の委員として歴任・参画し、環境評価を通じ黒部川の河川環境の保全、河川整備の推進に貢献された。	富山県砺波市
なか むら こう じ 中村浩二	金沢大学名誉教授	生態学の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、手取川水系流域委員会、梯川水系有識者会議、利賀ダム環境検討委員会、梯川水系流域委員会、石川県河川整備計画検討委員会等の委員を務め、河川整備・ダム整備の推進に貢献された。	石川県金沢市
み やけ たかし 三宅隆	団 体 役 員	農獣医学の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、静岡県内の直轄河川全ての河川水辺の国勢調査アドバイザー、静岡県自然環境保護調査委員会の委員等を務められ、河川の計画等を検討する上で必要となる基礎情報の構築を通じて、河川整備の推進、河川環境の保全に貢献された。	静岡県静岡市
や ぎ あき ひこ 八木明彦	愛知工業大学客員教授	陸水学、生態学、環境学の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、矢作川自然再生検討会等の座長として、矢作川の自然（干潟及びヨシ原）再生等に寄与し、河川整備の推進、河川環境の保全に貢献された。	愛知県春日井市
せき ぐち ひで お 関口秀夫	三重大学名誉教授	海洋生態学の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、櫛田川、木曾川水系流域委員会委員として河川整備計画の策定、木曾三川下流域自然再生検討委員会として自然再生計画の策定に寄与し、河川整備の推進、河川環境の保全に貢献された。	三重県津市
かわ た よし あき 河田恵昭	関西大学特別任命教授	防災の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、淀川水系流域委員会委員を歴任し、「流域治水」に通じる河川整備計画が目指す方向についての提案など計画の策定等に貢献されたほか、国土交通省国土審議会特別委員等を務められるなど、防災に関する危機管理意識の高揚、社会基盤整備の推進に貢献された。	大阪府守口市
まき むら ひさ こ 槇村久子	京都女子大学宗教・文化研究所客員研究員	環境、まちづくりの専門家として、由良川水系流域委員会委員、由良川水系流域懇談会委員、淀川水系流域委員会委員を歴任し、河川整備計画の策定等に貢献されたほか、国土交通省水資源開発分科会淀川部会委員・調査企画部会委員等を務められるなど、社会基盤整備の推進に貢献された。	奈良県奈良市
たか はし じ ろう 高橋治郎	愛媛大学名誉教授	地質学、教育の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、重信川流域学識者会議の委員として参画し、地質学、教育的視点から助言を行うなど河川整備の推進、河川環境の保全に貢献された。	愛媛県東温市
あら い しゅう せい 荒井秋晴	九州歯科大学名誉教授	生物（哺乳類）の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、立野ダム環境保全検討委員会等の委員、河川水辺の国勢調査改善検討委員及び九州地方ダム等管理フォローアップ委員会委員等を務められ、九州管内のダム事業の推進・管理ダムの環境の保全及び河川整備の推進並びに河川環境の保全に貢献された。	福岡県北九州市
ほん じょう つね お 本城凡夫	九州大学名誉教授	水産増殖環境学の専門家として、瀬戸内圏を中心に顕著な研究成果をあげられるとともに、黒部川では出し平ダムと宇奈月ダムが連携して排砂を行う、「連携排砂」に関して、評価の一端を担う「黒部川ダム排砂評価委員会」の委員として参画し、環境評価を通じ黒部川の河川環境の保全、河川整備の推進に貢献された。	福岡県嘉穂郡桂川町
うち の あき のり 内野明德	熊本大学名誉教授	河川環境（植物）の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、立野ダム環境保全検討委員会等の委員長・委員、白川・緑川学識者懇談会の委員を務められ、立野ダム建設事業の推進及び白川・緑川の河川整備の推進、河川環境の保全に貢献された。	熊本県玉名市
たち はら かつ のり 立原一憲	琉球大学教授	魚類学の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、沖縄県内水面漁場管理委員会会長等を歴任され、沖縄島のリュウキュウの復元に向けた取り組み等を通じて、河川及びダム湖における環境の保全や改善に貢献された。	沖縄県宜野湾市

第 6 号 河川の利用を通じた産業の振興、地域の活性化等により新しい文化の創造に功績があった場合
(団体 1)

名 称	功 績 等	住 所
特定非営利活動法人さくらおろち	尾原ダム水源地域において、斐伊川流域の上下流交流、まちづくりの推進、社会教育、スポーツ振興、環境の保全などの活動を通じ、ダム建設後の自立的・継続的なダム水源地域の活性化に貢献された。(平成30年河川協力団体指定)	島根県雲南市

公益社団法人 日本河川協会 定款

公益社団法人 日本河川協会 定款

沿革	創 立	昭和15年11月16日
	社団法人許可	昭和27年 3月18日
	改 正	昭和27年 4月
		昭和28年 6月
		昭和38年 4月
		昭和48年 7月
		昭和59年 7月
		昭和61年 8月
		平成 2年 6月
		平成 9年12月
		平成13年 1月
		平成15年 6月
		平成16年 8月
	公益社団法人移行	平成23年 4月 1日
	改 正	令和 元年 5月31日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本河川協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

- 2 本協会は、社員総会の決議を経て、従たる事務所（以下「支部」という。）を必要な地に置くことができる。
- 3 支部の組織その他に関しては、理事会の決議を経て別に定める規則に基づき、当該支部が定めるものとする。

(目的)

第3条 本協会は、国民にとって安全かつ快適で自然豊かな河川のあり方を探求し、河川に関する情報の交流と知識の普及に努めるとともに、河川整備及び関連諸活動を支援することにより河川文化の発展に寄与し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を行う。

- (1) 河川に係わる個人、法人、団体、学会、行政等相互間の意見交換及び交流の場の運営
 - (2) 河川に関する情報の提供及び知識の普及
 - (3) 行政及び関係団体等への提言
 - (4) 安全かつ快適で自然豊かな河川を実現するために必要な調査・研究
 - (5) 前号に掲げる河川を実現するために必要な河川整備及び河川愛護・水防等関連諸活動への支援・助成
 - (6) 河川に関する受託調査・研究
 - (7) 河川に関するセミナー、シンポジウム、研修等の開催
 - (8) 河川に関する図書その他の印刷物の刊行
 - (9) 河川に関する表彰、コンクールの実施及び支援
 - (10) 国際会議、学会、協会その他本協会の目的に適合する団体への参加・協力
 - (11) その他本協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第2章 会員

(種別)

第5条 本協会の会員は、正会員及び特別会員の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員は、本協会の目的に賛同して入会した者で、次に掲げるものとする。

イ 一種正会員 地方公共団体及び地方公共団体で構成される団体

ロ 二種正会員 個人

ハ 三種正会員 法人及び団体

(2) 特別会員は、本協会に功労のあった者又は学識経験者で、社員総会において推薦された者とする。

(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、理事会の決議を経て、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、社員総会が別に定める基準により、理事会においてその承認の可否を決定し、会長が申込者に通知するものとする。

3 一種正会員及び三種正会員にあっては、団体等の代表者として本協会に対してその権利を行使する者（1名に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

4 指定代表者を変更した場合は、速やかに、理事会の決議を経て会長が別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人及び団体が消滅したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第9条 正会員は、理事会の決議を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議に基づき、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会の決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会員としての重要な義務を履行しないとき。
- (4) その他正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、会長は、当該会員に対して、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定により資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第 12 条 本協会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

(構成)

第 13 条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(議決権の数)

第 14 条 正会員の議決権は、一種正会員、二種正会員、三種正会員にかかわらず、社員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 15 条 社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

(開催)

第 16 条 定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上を有する正会員から、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、社員総会の招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求をした正会員が、裁判所の許可を得て、社員総会を招集したとき。

(招集)

第 17 条 社員総会は、前条第 2 項第 3 号の規定により正会員が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事が招集する。

2 会長は、前条第 2 項の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に社員総会を招集しなければならない。

3 会長（前条第 2 項第 3 号の規定により正会員が招集する場合には、当該正会員）は、社員総会の日の 14 日前までに、正会員に対して、社員総会の日時、場所、目的事項及び法令で定める事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

(議長)

第 18 条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事がこれにあたる。

(定足数)

第 19 条 社員総会は、総正会員の議決権総数の過半数の議決権を有する正会員の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第 20 条 社員総会の決議は、一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席正会員の議決権総数の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第 21 条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を本協会に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、社員総会ごとに提出しなければならない。

(書面による議決権の行使)

第 22 条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使できる。この場合においては、正会員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、社員総会の日時の直前の業務時間の終了時までには当該記載した議決権行使書面を本協会に提出しなければならない。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第 23 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、署名及び押印をしなければならない。

第 4 章 役員等

(種類及び定数)

第 24 条 本協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 20 名以上 30 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち、1 名を会長、1 名以上 3 名以内を副会長、1 名を専務理事、1 名を常務理事とし、6 名以上 15 名以内を常任理事とすることができる。

- 3 前項の会長及び副会長をもって一般社団・財団法人法第 91 条第 1 項第 1 号の代表理事とし、専務理事、常務理事及び第 26 条第 7 項の業務を分担執行する理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(選任等)

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事は正会員（一種正会員及び三種正会員にあっては指定代表者）の中から選任するものとする。ただし、理事のうち 10 名は正会員以外の者から選任することができる。
- 3 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 7 理事及び監事に異動があったときは、2 週間以内にその主たる所在地において変更の登記をし、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 会長は、本協会を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、本協会を代表し、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ定めた順序に従い、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して本協会の業務を執行する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐して本協会の業務を分担執行する。
- 5 常任理事は、常任理事会を組織し、第 36 条第 2 項に定める職務を行う。
- 6 理事は、理事会を構成し、第 36 条第 1 項に定める職務を行う。
- 7 理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事以外の理事の中から、本協会の業務を分担執行する理事を選定することができる。
- 8 会長、副会長、専務理事、常務理事及び前項の業務を分担執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規定による。
- 9 会長、副会長、専務理事、常務理事及び第 7 項の業務を分担執行する理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行い、かつ、監査報告を作成しなければならない。

- (1) 本協会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (2) 理事の職務執行状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正な行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に対し、理事会の招集を請求すること。
- (6) 前号の請求の日から 5 日以内に、その請求があった日から 14 日以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集すること。
- (7) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (8) 理事が本協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対して、その行為をやめることを請求すること。
- (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第 28 条 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残余期間とする。

3 役員は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 29 条 役員は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議によらなければならない。

(報酬等)

第 30 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができる。その支給基準については、社員総会の決議を経て別に定める。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。その場合の支給基準については、社員総会の決議を経て別に定める。

（競業及び利益相反取引の制限）

第 31 条 理事は、次の各号に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己または第三者のために本協会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
 - (2) 理事が自己または第三者のために本協会と取引をしようとするとき。
 - (3) 本協会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において、本協会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（役員の損害賠償責任）

第 32 条 本協会は、一般社団・財団法人法第 113 条第 1 項の規定により、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議をもって、役員の同法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第 113 条第 1 項第 2 号に掲げる額（以下「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 本協会は、一般社団・財団法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事会の決議によって、役員の同法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、賠償責任額から最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 3 本協会は、一般社団・財団法人法第 115 条第 1 項の規定により、外部役員との間に、同法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、一般社団・財団法人法第 113 条第 1 項で定める最低責任限度額とする。

（名誉会長）

第 33 条 本協会は、名誉会長の称号を授与することができる。

- 2 名誉会長は、本協会に特に功労があった者の中から、理事会において任期を定めた上で推薦し社員総会において決定する。

（参与）

第 34 条 本協会に、参与を置くことができる。

- 2 参与は、会長が委嘱する。
- 3 参与は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

- 4 参与には第 28 条第 1 項及び第 30 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「参与」と読み替えるものとする。

第 5 章 理事会及び常任理事会

(構成)

第 35 条 本協会に、理事会及び常任理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事をもって構成する。

(権限)

第 36 条 理事会は、法令及びこの定款で別に定めるもののほか、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 社員総会の招集に関する事項
 - (2) 本協会の業務執行の決定
 - (3) 理事の職務の執行の監督
 - (4) 会長、副会長、専務理事、常務理事、常任理事及び第 26 条第 7 項の業務を分担執行する理事の選定及び解職
- 2 常任理事会は、会員の入会の可否及び理事会の決議により委任されたその他の事項を審議する。
- 3 前項の規定により常任理事会が審議した事項は、理事会に報告し、その承認を受けなければならない。
- 4 理事会は、次の各号に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を常任理事会及び各理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 本協会の業務の適性を確保するための体制の整備
 - (6) 第 32 条第 2 項の規定に基づく役員の責任の免除

(種類及び開催)

第 37 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもつ

て理事会招集の請求があったとき。

(3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第27条第5号の規定により、監事から会長に対し、理事会の招集の請求があったとき、又は同条第6号の規定により監事が理事会を招集したとき。

4 常任理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(招集)

第38条 理事会及び常任理事会は、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合及び第4号後段の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号の規定による請求があったときは、その請求があった日から14日以内の日に理事会を招集しなければならない。

3 理事会及び常任理事会を招集する者は、各理事及び各監事に対して、理事会の日時、場所並びに目的事項等を記載した書面をもって、理事会及び常任理事会の日の7日前までに通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、理事会があらかじめ定めた方法により通知することができる。

(議長)

第39条 理事会及び常任理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事又は常任理事がこれにあたる。

(定足数)

第40条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 常任理事会は、常任理事会を構成する理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 常任理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(理事会及び常任理事会の決議の省略)

第42条 前条の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、

理事会又は常任理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 43 条 理事会及び常任理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、理事会においては理事会に出席した代表理事及び監事が、常任理事会においては常任理事会に出席した代表理事及びその会議において選任された議事録署名人が、署名及び押印をしなければならない。

第 6 章 財産及び計算

(財産の構成)

第 44 条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の維持管理、処分及び運用)

第 45 条 財産の維持管理、処分及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議を経て別に定める財産管理運用規定によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 46 条 会長は、毎事業年度開始日の前日までに、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を得て、直近の社員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 会長は、前項の規定による事業計画書及び収支予算書を、毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 47 条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長は、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の計算書類等並びに財産目録については、毎事業年度の経過後 3 箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 3 本協会は、第 1 項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告しなければならない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

- 第 48 条** 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議をもって、これを決する。
- 2 本協会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、社員総会において、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議をもって、これを決する。

(会計の原則)

- 第 49 条** 本協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う。

(事業年度)

- 第 50 条** 本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第 51 条** 本協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開する。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

- 第 52 条** 本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告方法)

- 第 53 条** 本協会の公告は、電子公告により行う。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）

第54条 この定款は、第57条に規定する公益目的取得財産残額の贈与を除き、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、これを変更することができる。

2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（合併等）

第55条 本協会は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（解散）

第56条 本協会は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由により解散するほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、解散することができる。

（公益目的取得財産残額の贈与）

第57条 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、本協会と類似の目的を有する他の公益法人若しくは同法第5条第17号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第58条 本協会が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、本協会と類似の目的を有する他の公益法人若しくは公益法人認定法第5条第17号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第 59 条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を経て会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(帳簿及び書類の備置き)

第 60 条 本協会の主たる事務所には、常に次の各号に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。なお、当該帳簿及び書類は、法令の定めに従い保存しなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 役員名簿
 - (3) 会員名簿
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 事業計画書
 - (6) 収支予算書
 - (7) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
 - (8) 社員総会、理事会及び常任理事会の議事録
 - (9) 事業報告書
 - (10) 収支計算書
 - (11) 貸借対照表
 - (12) 財産目録
 - (13) 正味財産増減計算書
 - (14) 附属明細書
 - (15) 監査報告書
 - (16) 役員報酬等の支給基準
 - (17) その他必要な帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第 51 条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

第 10 章 補則

(委任)

第 61 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、社員総会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の登記を行ったときは、第 50 条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本協会の設立の登記日現在の理事及び監事並びに常任理事は次に掲げる者とする。

理 事 青山 俊樹、安中 徳二、石井 弓夫、泉谷 伸夫、庵原 宏義、岡本 正男、
久住 時男、近藤 隆之、小室 広佐子、佐藤 年緒、七戸 克彦、杉山 恵一、
高橋 健文、高橋 万里子、野澤 英之助、別府 征二郎、福井 淳太、
藤吉 洋一郎、松田 芳夫、虫明 功臣、村田 曄昭、山岸 哲、
横枕 篤、霊山 智彦、望月 常好、住吉 豊明

監 事 和里田 義雄、津野 三夫

常任理事 青山 俊樹、安中 徳二、石井 弓夫、岡本 正男、村田 曄昭、山岸 哲
- 4 本協会の最初の会長を虫明功臣、副会長を松田芳夫及び高橋健文とし、以上の 3 名を代表理事とする。また、専務理事を望月常好、常務理事を住吉豊明とし、以上の 2 名を業務執行理事とする。

附 則（令和元年 5 月 3 1 日）

（施行期日）

- 1 この定款の変更は、令和元年 5 月 3 1 日から施行する。

